

令和 6 年 2 月 13 日

令和 6 年広島県議会 2 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和六年広島県議会二月定例会議案目次（その二）

県第十六号	地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例	一
県第十七号	広島県伴走支援型特別資金信用保証料補給基金条例	四
県第十八号	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	七
県第十九号	条例の点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例	十四
県第二十号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例	二八
県第二十一号	広島県手数料条例等の一部を改正する条例	三二
県第二十二号	広島県税条例の一部を改正する条例	五九
県第二十三号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	六一
県第二十四号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	六三
県第二十五号	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	七二
県第二十六号	社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例	一六三
県第二十七号	老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例	一七三
県第二十八号	医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例	二四八
県第二十九号	広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例	二五〇
県第三十号	広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	二五三
県第三十一号	広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例	二五八
県第三十二号	広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例	二六〇
県第三十三号	工事請負契約の締結について	二六二
県第三十四号	工事請負契約の締結について	二六四
県第三十五号	工事請負契約の締結について	二六六
県第三十六号	工事請負契約の締結について	二六八
県第三十七号	工事請負契約の変更について	二七〇

県第三十八号	財産の減額譲渡について……………	二七二
県第三十九号	財産の無償貸付けについて……………	二七四
県第四十号	公の施設の指定管理者の指定について……………	二七六
県第四十一号	漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	二七八
県第四十二号	漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について……………	二八〇
県第四十三号	旧広島陸軍被服支廠安全対策等事業の費用の一部の負担を受益市に求めることについて……………	二八二
県第四十四号	農村整備事業の費用の一部の負担を受益市町に求めることについて……………	二八四
県第四十五号	広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて……………	二八六
県第四十六号	地方独立行政法人広島県立病院機構の定款の制定について……………	二八八
県第四十七号	包括外部監査契約の締結について……………	二九五

県第十六号議案

地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例案

例 地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十一条第二項第六号及び第四項の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 法第二十六条第一項の規定による中期計画又はその変更に係る認可について知事に意見を述べること。
- 二 法第二十八条第一項の規定による毎事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価について知事に意見を述べること。
- 三 その他知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員七人以内で組織する。

- 2 委員は、医療又は経営に関し優れた識見を有する者その他適当と知事が認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものと

する。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初の会議は、知事が招集する。

(提案理由)

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構の業務の実績に関する評価等を行うために設置する地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会の所掌事務、組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

県第十七号議案

広島県伴走支援型特別資金信用保証料補給基金条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県伴走支援型特別資金信用保証料補給基金条例案

例 広島県伴走支援型特別資金信用保証料補給基金条例

(設置)

第一条 伴走支援型特別資金に係る信用保証料補給の実施に要する経費の財源に充てらるる。め、広島県伴走支援型特別資金信用保証料補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第五条 基金は、第一条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している

場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和十年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(提案理由)

国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を伴走支援型特別資金に係る信用保証料補給の実施に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、この条例案を提出する。

県第十八号議案

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(広島県漁港管理条例の一部改正)

第一条 広島県漁港管理条例(昭和四十年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第一条 県が管理者である漁港の維持管理に関しては、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三百二十七号。以下「法」という。)その他の法令によるほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(港内の秩序維持)</p> <p>第四条 知事は、漁港の利用の適正を図るため特に必要があると認めるときは、港内に停泊、停留又は係留(以下「停係泊」という。)をする船舶(法第三十九条第五項の規定により指定した区域内に捨てられ、又は放置された船舶を除く。)に対して移動を命ずることができる。</p> <p>(危険物等についての制限)</p> <p>第六条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、知事の指示した場所でないければ、停係泊をしてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(係留施設における行為の禁止)</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第一条 県が管理者である漁港の維持管理に関しては、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百二十七号。以下「法」という。)その他の法令によるほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(港内の秩序維持)</p> <p>第四条 知事は、漁港の利用の適正を図るため特に必要があると認めるときは、港内に停泊、停留又はけい留(以下「停けい泊」という。)をする船舶(法第三十九条第五項の規定により指定した区域内に捨てられ、又は放置された船舶を除く。)に対して移動を命ずることができる。</p> <p>(危険物等についての制限)</p> <p>第六条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、知事の指示した場所でないければ、停けい泊をしてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(けい留施設における行為の禁止)</p>

第八条 何人も、管理漁港施設である係留施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 船舶の係留に支障を及ぼすおそれがあるいかだその他の物件を係留すること。

二・三 (略)

第八条 何人も、管理漁港施設であるけい留施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 船舶のけい留に支障を及ぼすおそれがあるいかだその他の物件をけい留すること。

二・三 (略)

(広島県漁港区域内占用料等徴収条例の一部改正)

第二条 広島県漁港区域内占用料等徴収条例(平成十一年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号以下「法」という。)第三十九条の五第一項の規定に基づく土砂採取料又は占用料(以下「占用料等」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号以下「法」という。)第三十九条の五第一項の規定に基づく土砂採取料又は占用料(以下「占用料等」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第二条 県は、県が管理する漁港の区域内において、法第三十九条第一項の規定による当該区域内の水域若しくは公共空地(以下「漁港区域内水域等」という。)における土砂の採取(以下「土砂採取」という。)若しくは漁港区域内水域等の占用(以下「占用」という。)の許可(以下「占用等の許可」という。)を受けた者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川の河川区域と重複する漁港区域内水域等において同法第二十四条及び第二十五条の規定による土地の占用又は土石及び土石以外の河川の産出物の採取の許可を受けた者(以下「河川占用者等」という。)を除く。)又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者(法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。以下同じ。)(河川占用者等を除く。)から占用料等を徴収する。</p>	<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第二条 県は、県が管理する漁港の区域内において、法第三十九条第一項の規定による当該区域内の水域又は公共空地(以下「漁港区域内水域等」という。)における土砂の採取(以下「土砂採取」という。)又は漁港区域内水域等の占用(以下「占用」という。)の許可(以下「占用等の許可」という。)を受けた者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川の河川区域と重複する漁港区域内水域等において同法第二十四条及び第二十五条の規定による土地の占用又は土石及び土石以外の河川の産出物の採取の許可を受けた者を除く。)から占用料等を徴収する。</p>
<p>(占用料等の徴収方法)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 占用期間が県の一会計年度内にあるとき 法第三十九条第一項の規定による占用の許可(以下「占用許可」という。))又は法第四十三条第一項の規定による実施計画の認定(以下「計画認定」という。))の日か</p>	<p>(占用料等の徴収方法)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 占用期間が県の一会計年度内にあるとき 法第三十九条第一項の規定による占用の許可(以下「占用許可」という。))の日から起算して三十日以内に当該占用期間に係る占用料の全額を徴収する。</p>

ら起算して三十日以内に当該占用期間に係る占用料の全額を徴収する。

2 占用期間が県の二会計年度以上にわたるとき 占用期間を県の会計年度によって区分した期間をそれぞれ一の期とし、占用許可又は計画認定の日が属する期にあっては当該占用許可又は計画認定の日から、その他の期にあってはその期の初日から起算して三十日以内にその期に係る占用料の全額を徴収する。

2 占用期間（前項第二号の規定により期に区分して徴収するときは、その期）の中途において、占用許可を受けた者がその占用の目的若しくは占用許可に係る数量を変更することの許可を受け、又は認定計画実施者が実施計画の変更の認定を受けたことにより、占用料の額を増額すべきときは、その増額分を当該許可又は認定の日から起算して三十日以内に徴収する。

3 (略)

第七條 既納の占用料等は、返還しない。ただし、占用等の許可を受けた者又は認定計画実施者の責めに帰することのできない理由によりその占用等を行うことができなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附則

1・2 (略)

3 (暫定措置) 漁業に関する免許又は許可を受けて水産動植物の採捕又は養殖のために占用をする場合（法第四十四条第一項に規定する認定計画に従って占用をする場合を除く。）における占用料は、当分の間、徴収しないものとする。

(広島県の海に関する条例の一部改正)

第三條 広島県の海に関する条例（平成三年広島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三條 (海域の使用許可) (略)</p> <p>一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百二十七号）第六条第一項から</p>	<p>第三條 (海域の使用許可) (略)</p> <p>一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域、漁港、漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第六条第一項から第四項までの規定に</p>

2 占用期間が県の二会計年度以上にわたるとき 占用期間を県の会計年度によって区分した期間をそれぞれ一の期とし、占用許可の日が属する期にあっては当該占用許可の日から、その他の期にあってはその期の初日から起算して三十日以内にその期に係る占用料の全額を徴収する。

2 占用期間（前項第二号の規定により期に区分して徴収するときは、その期）の中途において、占用許可を受けた者がその占用の目的又は占用許可に係る数量を変更することの許可を受けたことにより、占用料の額を増額すべきときは、その増額分を当該許可の日から起算して三十日以内に徴収する。

3 (略)

第七條 既納の占用料等は、返還しない。ただし、占用等の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によりその占用等を行うことができなくなったときその他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附則

1・2 (略)

3 (暫定措置) 漁業に関する免許又は許可を受けて水産動植物の採捕又は養殖のために占用をする場合における占用料は、当分の間、徴収しないものとする。

<p>第四項までの規定により指定された漁港の区域、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条に規定する保護水面その他海域の使用について行政庁の許可を受けるべき旨の法令の定めがある水域において、海域の使用をする場合</p> <p>二―四（略）</p>	<p>より指定された漁港の区域、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条に規定する保護水面その他海域の使用について行政庁の許可を受けるべき旨の法令の定めがある水域において、海域の使用をする場合</p> <p>二―四（略）</p>
--	---

（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部改正）

第四条 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（重点放置禁止区域の指定）</p> <p>第十条 知事は、プレジャーボートの放置を特に規制する必要がある公共の水面（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。以下同じ。）をプレジャーボート重点放置禁止区域（以下「重点放置禁止区域」という。）に指定することができる。</p> <p>2―4（略）</p>	<p>（重点放置禁止区域の指定）</p> <p>第十条 知事は、プレジャーボートの放置を特に規制する必要がある公共の水面（漁港漁場整備法（昭和三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。以下同じ。）をプレジャーボート重点放置禁止区域（以下「重点放置禁止区域」という。）に指定することができる。</p> <p>2―4（略）</p>

（広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正）

第五条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条（略）</p> <p>事務 （漁港及び漁場の整備等に関する法律関係）</p> <p>四 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和三十七号）以下この号において「法」という。）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>事務 （漁港漁場整備法関係）</p> <p>四 漁港漁場整備法（昭和三十七号）以下この号において「法」という。）</p> <p>広島県漁港管理条例（昭和四十年広島県条例第三十五号）以下この号において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（地方自治法第</p>

<p>るもの（地方自治法第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づく事務の委託により市町が維持管理を行う漁港に係るものに限る。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第三十八条第一項の規定による漁港施設の利用方法等の認可</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 法第六十九条の規定により知事が行う法第二十四条第一項の規定による他人の土地及び水面の使用等の許可</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	(略)	<p>二百五十二条の第十四第一項の規定に基づく事務の委託により市町が維持管理を行う漁港に係るものに限る。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第三十八条の規定による漁港施設の利用方法等の認可</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 法第四十四条の規定により知事が行う法第二十四条第一項の規定による他人の土地及び水面の使用等の許可</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	(略)
--	-----	---	-----

(広島県自然海浜保全条例の一部改正)

第六条 広島県自然海浜保全条例（昭和五十五年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の届出)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第三十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による許可及び同法第三十九条第四項の規定による協議</p> <p>四一九 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(行為の届出)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による許可及び同法第三十九条第四項の規定による協議</p> <p>四一九 (略)</p> <p>4 (略)</p>

(広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正)

第七条 広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(土砂埋立行為の許可)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第四項に規定する臨港地区若しくは</p>	<p>(土砂埋立行為の許可)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第四項に規定する臨港地区若しくは</p>

は同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港の区域（水域を除く。）（）において行う土砂埋立行為
五十九（略）

は同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港の区域（水域を除く。）（）において行う土砂埋立行為
五十九（略）

（風致地区区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

第八条 風致地区区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（許可の特例） 第三条（略） 2（略） 一―三十三（略） 三十四 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為 三十五（略）</p>	<p>（許可の特例） 第三条（略） 2（略） 一―三十三（略） 三十四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為 三十五（略）</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、認定計画実施者に係る占用料の徴収について規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第十九号議案

条例の点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

条例の点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案

条例の点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(消防職員等に対する賞しゆつ金の授与に関する条例の一部改正)

第一条 消防職員等に対する賞しゆつ金の授与に関する条例(昭和四十二年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十五条第二項若しくは第二十九条第五項(第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。)の規定により、消防作業に協力し、若しくは従事した者又は同法第三十五条の十第一項の規定により、救急業務に協力した者</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十五条第二項若しくは第二十九条第五項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により、消防作業に協力し、若しくは従事した者又は同法第三十五条の七第一項の規定により、救急業務に協力した者</p> <p>三・四 (略)</p>

(広島県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正)

第二条 広島県石油コンビナート等防災本部条例(昭和五十一年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号。以下「法」という。)第二十八条第九項の規定に基づき、広島県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号。以下「法」という。)第二十八条第八項の規定に基づき、広島県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第三条 行政財産の使用料に関する条例(昭和三十九年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用期間、使用面積等の計算)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 前四項の規定により、使用料〔次条第一項第二号ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期に係る使用料とする。〕の額を算定した場合において、その算定額が百円未満のときは、その額は百円とし、算定額に十円未満の端数があるときは、その端数の額は十円に切り上げるものとする。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 使用期間(前項第二号ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期とする。第六条において同じ。)の中途において使用の目的、使用の態様又は使用の面積、長さ、本数若しくは個数の変更により使用料の額を増加すべき場合においては、その増加分を当該変更に係る使用開始の日までに徴収する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(使用期間、使用面積等の計算)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 前四項の規定により、使用料〔第五条第一項第二号ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期に係る使用料とする。〕の額を算定した場合において、その算定額が百円未満のときは、その額は百円とし、算定額に十円未満の端数があるときは、その端数の額は十円に切り上げるものとする。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 使用期間(前項第二号ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期とする。以下第七条において同じ。)の中途において使用の目的、使用の態様又は使用の面積、長さ、本数若しくは個数の変更により使用料の額を増加すべき場合においては、その増加分を当該変更に係る使用開始の日までに徴収する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(利用料金の納付等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 利用料金は、知事が別に定める場合を除き、第七条第一項の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金の納付等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 利用料金は、第七条第一項の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

(広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例(平成八年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(広島県感染症診査協議会条例の一部改正)

第五条 広島県感染症診査協議会条例(平成十一年広島県条例第二号)の一部を次のよう

に改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議) 第六条 (略) 2・3 (略) 4 協議会は、感染症(法第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症、同条第四項に規定する三類感染症、同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症(法第四十四条の九第一項の規定により政令で定めるところにより準用される法第二十四条第三項第一号の規定により審議し、及び同項第二号の規定により意見を述べることとされるものに限る。)をいう。次条において同じ。)の診査に関し必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。</p>	<p>(会議) 第六条 (略) 2・3 (略) 4 協議会は、感染症(法第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症、同条第四項に規定する三類感染症、同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症(法第七条第一項の規定により政令で定めるところにより準用される法第二十四条第三項第一号の規定により審議し、及び同項第二号の規定により意見を述べることとされるものに限る。)をいう。次条において同じ。)の診査に関し必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。</p>

(修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部改正)
第六条 修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 (略) 修学資金等の種類 (略) 免除の条件 (略) 免除の範囲 (略)</p>	<p>第一条 (略) 修学資金等の種類 (略) 免除の条件 (略) 免除の範囲 (略)</p>
	<p>理療士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号。以下この項において「法」という。)第十一條第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した理療法士養成施設、法第十二條第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した作業療法士養成施設、診療放</p>
	<p>理療士及び作業療法士養成施設等(理療士法)の卒業した日の属する月の翌日から一年以内に理療法士等の免許を取得し、かつ、県内にありて理療士等としての業務に就業し、引き続き引続き修学資金の貸付け</p>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	できなく なつたと き	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-------------------	-----

(広島県営林事業費特別会計条例の一部改正)

第七条 広島県営林事業費特別会計条例(昭和三十九年広島県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第二条 この会計においては、県営林事業に係る林産物売払代金、県営林の土地の処分による収入、国庫支出金、広島県営林事業費基金(以下「基金」という。)からの繰入金、基金から生ずる収入、繰越金及び附属諸収入をもつて歳入とし、県営林事業に要する経費、一般会計への繰入金、基金への積立て及び事務取扱費その他の諸支出をもつて歳出する。</p>	<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第二条 この会計においては、県営林事業に係る林産物売払代金、県営林の土地の処分による収入、王子造林株式会社の納付金、国庫支出金、広島県営林事業費基金(以下「基金」という。)からの繰入金、基金から生ずる収入、繰越金及び附属諸収入をもつて歳入とし、県営林事業に要する経費、一般会計への繰入金、基金への積立て及び事務取扱費その他の諸支出をもつて歳出する。</p>

(広島県建設事業負担金条例の一部改正)

第八条 広島県建設事業負担金条例(昭和三十六年広島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第二条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第八項に規定する水道施設(配水管を除く。)</p> <p>4—6 (略)</p>	<p>別表(第二条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第七項に規定する水道施設(配水管を除く。)</p> <p>4—6 (略)</p>

(土地収用法及び土地収用法施行令による仲裁委員の旅費並びに鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正)

第九条 土地収用法及び土地収用法施行令による仲裁委員の旅費並びに鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例(昭和二十七年広島県条例第四号)の一部を次のように改

正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費) 第二条 (略) 2-4 (略)</p> <p>5 法第百二十五条の二に規定する関係当事者の申出に基づき仲裁委員が旅行を行った場合の旅費の額並びに法第十五条の十二の規定により準用される仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第三十四条第一項又は第三項の規定により仲裁委員が出頭を求めた鑑定人及び仲裁委員の求めに応じて出頭した参考人に支給する旅費の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項中「前項の規定により参考人等に支給する旅費」とあるのは「法第百二十五条の二に規定する関係当事者の申出に基づき仲裁委員が旅行を行った場合の旅費並びに法第十五条の十二の規定により準用される仲裁法第三十四条第一項又は第三項の規定により仲裁委員が出頭を求めた鑑定人及び仲裁委員の求めに応じて出頭した参考人に支給する旅費」と、第三項及び前項中「参考人等」とあるのは「法第百二十五条の二に規定する関係当事者の申出に基づき仲裁委員が旅行を行った場合の旅費並びに法第十五条の十二の規定により準用される仲裁法第三十四条第一項又は第三項の規定により仲裁委員が出頭を求めた鑑定人及び仲裁委員の求めに応じて出頭した参考人」と読み替えるものとする。</p> <p>(手当) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十五条の十二の規定により準用される仲裁法第三十四条第一項の規定により鑑定人に鑑定をさせた場合の当該鑑定人に対する手当の額については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の規定により支給する手当の額」とあるのは「法第十五条の十二の規定により準用される仲裁法第三十四条第一項の規定により鑑定人に鑑定をさせた場合の当該鑑定人に対する手当の額」と、「委員会が」とあるのは「仲裁委員の合議により」と読み替えるものとする。</p>	<p>(旅費) 第二条 (略) 2-4 (略)</p> <p>5 法第百二十五条の二に規定する関係当事者の申出に基づき仲裁委員が旅行を行った場合の旅費の額及び法第十五条の十二の規定により準用される公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第七百九十五条第一項の規定により仲裁委員が出頭を求めた鑑定人又は参考人に支給する旅費の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項中「前項の規定により参考人等に支給する旅費」とあるのは「法第百二十五条の二に規定する関係当事者の申出に基づき仲裁委員が旅行を行った場合の旅費及び法第十五条の十二の規定により準用される公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第七百九十五条第一項の規定により仲裁委員が出頭を求めた鑑定人又は参考人に支給する旅費」と、第三項及び前項中「参考人等」とあるのは「法第百二十五条の二に規定する関係当事者の申出に基づき仲裁委員が旅行を行った場合の当該仲裁委員及び法第十五条の十二の規定により準用される公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第七百九十五条第一項の規定により仲裁委員が出頭を求めた鑑定人又は参考人」と読み替えるものとする。</p> <p>(手当) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十五条の十二の規定により準用される公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第七百九十五条第一項の規定により鑑定人に鑑定をさせた場合の当該鑑定人に対する手当の額については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の規定により支給する手当の額」とあるのは「法第十五条の十二の規定により準用される公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第七百九十五条第一項の規定により鑑定人に鑑定をさせた場合の当該鑑定人に対する手当の額」と、「委員会が」とあるのは「仲裁委員の合議により」と読み替えるものとする。</p>

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第十条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（許可の特例） 第三条（略）</p> <p>一一八（略）</p> <p>九 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理 ・郵便局ネットワーク支援機構</p> <p>十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一一十二（略）</p> <p>十三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）による公園事業若しくは生態系維持回復事業又は広島県立自然公園条例（昭和三十四年広島県条例第四十一号）による公園事業の執行に係る行為</p> <p>十四―三十五（略）</p>	<p>（許可の特例） 第三条（略）</p> <p>一一八（略）</p> <p>九 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一一十二（略）</p> <p>十三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）による公園事業若しくは生態系維持回復事業又は広島県立自然公園条例による公園事業の執行に係る行為</p> <p>十四―三十五（略）</p>

（金属屑業条例の一部改正）

第十一条 金属屑業条例（昭和二十六年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>金属くず業条例</p> <p>（この条例の目的）</p> <p>第一条 この条例は、古物営業法（昭和二十四年法律第八十号）及び質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）と相まつて金属類の盗犯その他の犯罪を防止する見地から、金属くず業者の守らなければならない事項を定め、及びその履行を確保し、もつて公共秩序の維持に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「金属くず」とは、金属塊、金属製品（半製品を含む。）その他の金属類であつて、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 この条例において「金属くず業」とは、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であ</p>	<p>金属屑業条例</p> <p>（この条例の目的）</p> <p>第一条 この条例は、古物営業法（昭和二十四年法律第八十号）及び質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）と相まつて金属類の盗犯その他の犯罪を防止する見地から、金属屑業者の守らなければならない事項を定め、及びその履行を確保し、もつて公共秩序の維持に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「金属屑」とは、金属塊、金属製品（半製品を含む。）その他の金属類であつて、次に掲げる各号のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 この条例において「金属屑業」とは、業として金属屑を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し若しくは交換することを</p>

つて、金属くずを売却することのみを行うもの以外のものをいう。

(営業の届出)

第三条 金属くず業を営もうとする者は、営業所(営業所がないときは、住所又は居所とする。以下同じ。)ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 本人の住所又は居所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

二 (略)

2 前項の届出には、本人(法人にあつては、その代表者)の写真二枚を添えなければならない。

第四条 金属くず業を営む者(以下「業者」という。)は、その使用する従業員(以下「従業員」という。)に行商をさせようとするときは、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 行商をさせようとする従業員の住所又は居所、氏名及び生年月日
- 二 前号の従業員の所属する営業所の名称及び所在地

2 (略)

(届済証)

第六条 公安委員会は、第三条又は第四条の届出を受けたときは、届済証を交付しなければならない。

2 届済証の交付を受けた者は、第三条又は第四条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、十四日以内(当該変更に関する事項が登記を要する事項であるときは、二十日以内)にその旨を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、当該届出に係る事項が届済証の記載事項に該当するときは、当該届済証の書換交付を受けなければならない。

3 届済証の交付を受けた者は、当該届済証を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

4 (略)

(届済証の返納)

第七条 届済証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、十日以内に届済証を公安委員会に返納しなければならない。

- 一 廃業したとき。

いう。

(営業の届出)

第三条 金属屑業を営もうとする者は、営業所(営業所がないときは、住所又は居所とする。以下同じ。)ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 本人の本籍、住所又は居所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

二 (略)

2 前項の届出には、本人(法人にあつては代表者)の写真(最近六月以内に撮影した名刺型上半身脱帽のもの。次条第二項においても同じ。)二枚を添えなければならない。

第四条 金属屑業を営む者(以下「業者」という。)は、その従業員に行商をさせようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項及び当該従業員の本籍、住所又は居所、氏名及び生年月日を公安委員会に届け出なければならない。

2 (略)

(届済証)

第六条 公安委員会は、第三条又は第四条の届出を受理したときは、別記様式第一号又は第二号による届済証を交付しなければならない。

2 届済証の交付を受けた者は、当該届済証の記載事項に変更を生じたときは、十日以内にその旨を公安委員会に届け出てその書換交付を受けなければならない。

3 届済証の交付を受けた者は、当該届済証を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

4 (略)

(届済証の返納)

第七条 届済証の交付を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、十日以内に届済証を公安委員会に返納しなければならない。

- 一 廃業したとき

- 二 従業員が行商に従事しなくなったとき。
- 三 届済証を毀損し、再交付を受けたとき。
- 四 届済証の再交付を受けた者が、亡失し、又は盗み取られた届済証を回復するに至つたとき。
- 2 業者（法人の場合を除く。）が死亡したときは、同居の親族又は法定代理人は、前項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。
- 3 法人の業者が解散し、又は消滅したときは、届済証に記載の代表者は、第一項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。

（届済証の携帯等）

第八条 業者及び従業員は、行商をするときは、届済証を携帯していなければならない。

- 2| 業者及び行商をする従業員は、取引の相手方から届済証の提示を求められたときは、これを提示するものとする。

第九条 削除

（営業の制限）
第十条 業者は、未成年者又はその委託を受けた者と金属くずを売買し、若しくは交換し、又はこれらの者からその売買若しくは交換の委託を受けてはならない。ただし、未成年者の同居の親族（未成年者を除く。）又は法定代理人の同意があるときは、この限りでない。

（確認及び申告）
第十一条 業者は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめ、又は身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき又は警察官の承認があつたときは、この限りでない。

- 二 第四条第一項の従業員（以下「従業員」という。）が行商に従事しなくなったとき
- 三 き損したため、届済証の再交付を受けたとき
- 四 届済証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた届済証を回復するに至つたとき
- 2 業者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による届出義務者は、前項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。
- 3 法人が解散し、又は消滅したときは、当該届済証に記載の代表者は、第一項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。

（届済証の携帯）

第八条 業者は、行商をするときは、当該届済証を携帯していなければならない。従業員が行商をするときも同様とする。

（届済の表示）

第九条 業者は、営業所の見易い場所に営業の届出をしたことを証する別記様式第三号による木札を掲げなければならない。

- 2| 前項の木札は、営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の検印を受けなければならない。
- 3| 第七条第一項第一号、若しくは第五号、第二項又は第三項の規定によつて届済証を返納する者又は木札を廃棄しようとする者は、第一項の木札を所轄警察署長に提出して検印の消除を受けなければならない。

（営業の制限）
第十条 業者は、未成年者又はその委託を受けた者と金属屑を売買し、若しくは交換し、又はこれらの者からその売買若しくは交換の委託を受けてはならない。但し、未成年者の同居の親族又は法定代理人の同意があるときは、この限りでない。

（確認及び申告）
第十一条 業者は、金属屑を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめ、又は身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき、又は警察官の承認があつたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、金属くずに不正品の疑いがあるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。

(帳簿等への記載等)

第十二条 業者は、売買若しくは交換のため、又は売却若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り、又は引き渡したときは、その都度、営業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿若しくは公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）に記載し、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録しておくなければならない。

一 取引の年月日

二 金属くずの品目、数量及び特徴

三 相手方の住所、氏名、職業及び年齢

四 前条第一項の規定により行つた確認方法

2 業者は、前項の帳簿等を最終の記載をした日から三年間営業所に備え付け、又は同項の電磁的方法による記録を当該記録をした日から三年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておくなければならない。

3| 業者は、第一項の帳簿等又は電磁的方法による記録を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に届け出なければならない。

(品触れ)

第十三条 (略)

2 (略)

3 業者は、品触れを受けた日にその金属くずを所持していたとき又は前項の期間内に品触れに相当する金属くずを受け取ったときは、速やかにその旨を警察官に届け出なければならない。

(差止め)

第十四条 業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当の理由があるときは、所轄警察署長は、業者に対して三十日以内の期間を定めてその金属くずの保管を命ずることができる。

2 前項の場合において、当該金属屑に不正品の疑があるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。

(帳簿)

第十二条 業者は、別記様式第四号による帳簿を備え、売買若しくは交換のため、又は売却若しくは交換の委託により、金属屑を受け取り、又は譲り渡したときは、そのつど、その帳簿に所定の事項を記載しなければならない。

2 業者又は従業員が行商をするときは、前項の帳簿を携帯しなければならない。

3| 業者は、前項の帳簿を新調しようとするときは、その帳簿に紙数を明記し、所轄警察署長の検印を受けなければならない。

4| 業者は、第一項の帳簿を廃棄しようとするときは、所轄警察署長の承認を受けなければならない。

5| 業者は、第一項の帳簿をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を所轄警察署長に届け出なければならない。これを回復したときも同様とする。

(品触れ)

第十三条 (略)

2 (略)

3 業者は、品触れを受けた日にその金属屑を所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する金属屑を受け取ったときは、速やかにその旨を警察官に届け出なければならない。

(差止め)

第十四条 業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属屑について、盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当の理由があるときは、所轄警察署長は、業者に対して三十日以内の期間を定めてその金属屑の保管を命ずることができる。

(県外業者に係る営業の届出)
第十五条 県外の営業所において金属くず業を

営む者が県内で行商をしようとするときは、第三条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

一 本人の住所又は居所、氏名及び生年月日
(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

二 (略)
三 主として営業しようとする県内の地域
四 営業する期間

2 前項の規定による届出をした者がその従業員に行商をさせようとするときは、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

一 行商をさせようとする従業員の住所又は居所、氏名及び生年月日
二 前号の従業員の所属する営業所の所在地
三 主として営業しようとする県内の地域
四 営業する期間

(県外業者届済証)
第十六条 公安委員会は、前条第一項又は第二項の届出を受けたときは、県外業者届済証を交付しなければならない。

2 県外業者届済証の交付を受けた者は、当該県外業者届済証を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、必要があるときは、県外業者届済証の再交付を受けることができる。

(県外業者届済証の返納)
第十七条 県外業者届済証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに県外業者届済証を公安委員会に返納しなければならない。

一 廃業したとき。
二 従業員が行商に従事しなくなつたとき。
三 県外業者届済証を毀損し、再交付を受けたとき。

(県外業者)

第十五条 県外に営業所を有する者が県内において金属屑業を営もうとする者(以下「県外業者」という。)は、そのつど、第三条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を営業地域を管轄する警察署に届け出なければならない。

一 本人の本籍、住所又は居所、氏名及び生年月日(法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

二 (略)
三 営業をしようとする地域及び期間

2 県外業者がその従業員に行商をさせようとするときは、第四条の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項及び当該従業員の本籍住所又は居所、氏名及び生年月日を前項の警察署長に届け出なければならない。

3 県外業者は、売買し、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属屑については、第一項第三号の営業期間内に、その種類、数量、並びに相手方の住所及び氏名を第一項の警察署長又はその地を受け持つ警察官に届け出なければならない。但し、第一項第三号の営業期間が十日を超える場合は、十日ごとに届け出なければならない。

4 第一項の県外業者には、第九条及び第十二条の規定を適用しない。

(県外業者届済証)
第十六条 警察署長は、前条第一項又は第二項の届出を受理したときは、別記様式第五号又は第六号による県外業者届済証を交付しなければならない。

2 県外業者届済証をき損し、亡失し、又は盗みとられたときは、直ちにその旨を発給した警察署長に届け出なければならない。この場合、必要があるときは再交付を受けることができる。

(県外業者届済証の返納)
第十七条 県外業者届済証の交付を受けた者が当該営業を終つたときは、すみやかに当該県外業者届済証を発給した警察署長に返納しなければならない。

四 県外業者届済証の再交付を受けた者が、
亡失し、又は盗み取られた県外業者届済証
を回復するに至つたとき。
五 第十五条の規定により届け出た営業する
期間が満了したとき。

(立入り及び調査)

第十八条 警察官は、必要があると認めるとき
は、営業時間中において業者の営業所又は金
属屑の保管場所に立ち入り、金属屑及び
帳簿等(第十二条第二項に規定する書面で同
項の記録が表示されたものを含む。第二十
二条第二号において同じ。)を検査し、関係者
に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察官は、その身
分を証明する証票を携帯し、関係者にこれを
提示しなければならない。

3 (略)

(委任規定)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この
条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会
が定める。

第二十一条 第六条第四項、第八条第一項、第
十一条、第十二条第一項若しくは第三項、第
十三条第二項若しくは第三項、第十五条、第
十六条第二項又は第十七条の規定に違反し、
又は第十四条の規定による命令に違反した者
は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に
処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者
は、二万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項若しくは第三項又は第七条
の規定に違反した者

二 第十八条第一項の規定による警察官の立
入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は
忌避した者

三 (略)

(立入及び調査)

第十八条 警察官は、必要があると認めるとき
は、営業時間中において業者の営業所又は金
属屑の保管場所に立ち入り、金属屑及び帳簿
を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合において警察官は、その身分を
証明する証票を携帯し、関係者にこれを呈示
しなければならない。

3 (略)

(委任規定)

第十九条 第三条、第四条、第六条第二項及び
第三項、第七条、第十五条並びに第十六条第
二項の規定による届出の手續及びこの条例の
施行に関して必要な事項は、公安委員会が定
める。

第二十一条 第六条第四項、第八条、第十一条、
第十二条第一項、第二項、第四項若しくは第
五項、第十三条第二項若しくは第三項、第十
五条第一項若しくは第二項、第十六条第二項
又は第十七条の規定に違反し、又は第十四条
の規定による処分違反した者は、六月以下
の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、二
万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項若しくは第三項、第七条、
第九条、第十二条第三項又は第十五条第三
項の規定に違反した者

二 第十八条第一項の規定による警察官の立
入又は帳簿の検査を拒み、妨げ、又は忌避
した者
三 (略)

別記様式第一号から別記様式第六号までを削る。

(自動車税の特例に関する条例及び工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を
定める条例の廃止)

第十二条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 自動車税の特例に関する条例(昭和五十年広島県条例第十号)

二 工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める条例(平成十七年広島県
条例第五号)

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の規定は、令和六年六月一日から施行する。

(金属屑業条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第十一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の金属屑業条例（以下「旧条例」という。）第六条第一項の規定により交付されている届済証は、第十一条の規定による改正後の金属くず業条例第六条第一項の規定により交付を受けた届済証とみなす。

2 第十一条の規定の施行の際現に旧条例第九条第二項の規定により検印を受けている木札の同条第三項の規定による検印の消除については、なお従前の例による。

3 第十一条の規定の施行前に行った旧条例第十五条第一項又は第二項の規定による届出に係る旧条例第十六条第一項の規定による県外業者届済証の交付、同条第二項の規定による届出及び県外業者届済証の再交付並びに旧条例第十七条の規定による県外業者届済証の返納については、なお従前の例による。

4 第十一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める条例の廃止に伴う経過措置）

第三条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号。以下「第二次地方分権一括法」という。）

附則第四十四条第一項の条例で定める日及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号。以下「第六次地方分権一括法」という。）附則第五条第一項の条例で定める日は、令和七年三月三十一日とする。

2 第十二条の規定による廃止前の工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める条例は、広島県内の市が第二次地方分権一括法第八十八条の規定による改正後の工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定により当該市の区域に係る準則を定めた条例の施行の日の前日若しくは広島県内の町が第六次地方分権一括法第十二条の規定による改正後の工場立地法第四条の二第一項の規定により当該町の区域に係る準則を定めた条例の施行の日の前日のいずれか遅い日又は前項に規定する日のいずれか早い日までの間は、なおその効力を有する。

(提案理由)

条例の点検・見直しに伴い、関係条例について、必要な規定の整理等を行うため、この条例案を提出する。

県第二十号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例案 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低負担額)</p> <p>第二条 法第百四十三条の二の七第一項に規定する条例で定める額(以下「最低負担額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 知事等(地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。))を除く。以下この号において同じ。)) 県から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第百四十三条の二第二項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低負担額)</p> <p>第二条 法第百四十三条の二第一項に規定する条例で定める額(以下「最低負担額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 知事等(地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。))を除く。以下この号において同じ。)) 県から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第百四十三条の二第二項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場</p>

支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百七十三条の四第一項第一号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ（略）

二 地方警務官 国から損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として政令第百七十三条の四第一項第二号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ（略）

合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百七十三条第一項第一号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ（略）

二 地方警務官 国から損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として政令第百七十三条第一項第一号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ（略）

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第二条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百四十三条の二の八（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>	<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百四十三条の二（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>

（広島県土地造成事業の設置等に関する条例の一部改正）

第三条 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第八条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により土地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第八条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第八項の規定により土地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>
---	---

(広島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 広島県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十五年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>第六条 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>	<p>改正前</p> <p>第六条 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第八項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>
---	---

(広島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第五条 広島県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年広島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第七条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定による病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第七条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第八項の規定による病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>
---	---

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理等必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十一号議案

広島県手数料条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県手数料条例等の一部を改正する条例案
 広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)					
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
建築基準法(法第六条の三第一項、昭和二又は第十八条第四項、十五年の規定による法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。))	(略)	構造計算適合性判定手数料	(略)	建築基準法(法第六条の三第一項、昭和二又は第十八条第四項、十五年の規定による法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。))	(略)	構造計算適合性判定手数料	(略)
		構造計算適合性判定を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一棟として、構造計算適合性判定を必要とする建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)	構造計算適合性判定を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一棟として、構造計算適合性判定を必要とする建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)			構造計算適合性判定を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一棟として、構造計算適合性判定を必要とする建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)	構造計算適合性判定を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一棟として、構造計算適合性判定を必要とする建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)

計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第六条第四項、法第六条の二第一項若しくは法第十八条第三項に規定する確認済証又は法第六条の三第四項若しくは法第十八条第七項に規定する構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。一から五までにおいて同じ。）の五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

一 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

二 〇〇〇円（法

第二十条第一項第二号又は第三号に規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、一八七、〇〇〇円

二 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え、二、〇〇〇平方メートル以内のもの

三 一、〇〇〇円（大臣認定

計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第六条第四項、法第六条の二第一項若しくは法第十八条第三項に規定する確認済証又は法第六条の三第四項若しくは法第十八条第七項に規定する構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。一から五までにおいて同じ。）の五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

一 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

二 〇〇〇円（法

第二十条第一項第二号又は第三号に規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、一八七、〇〇〇円

二 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え、二、〇〇〇平方メートル以内のもの

三 一、〇〇〇円（大臣認定

<p>法第八十七条の三第七項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合における許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	
<p>建築物の敷地と道路との関係の緩和認定申請手数料</p>	<p>(略)</p>	
<p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この項において「令」という。)第百三十七條の十一第六項の規定による建築物</p>	<p>(略)</p>	<p>プログラムによるものについては、二一〇、〇〇〇円</p> <p>三 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が二〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの三六六、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、三二一、〇〇〇円)</p> <p>四 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの四七一、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、四一、〇〇〇円)</p> <p>五 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの六八五、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、五九一、〇〇〇円)</p>
<p>法第八十七条の三第七項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合における許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>プログラムによるものについては、一八九、〇〇〇円</p> <p>三 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が二〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの三二九、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、二九〇、〇〇〇円)</p> <p>四 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの四七一、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、四一、〇〇〇円)</p> <p>五 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの五七七、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、五〇二、〇〇〇円)</p>

<p>の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p> <p>令第三百三十七条の十一第七項の規定による道路内における建築に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>道路内における建築の緩和認定申請手数料</p> <p>二七、〇〇〇円</p>	<p>家畜伝染病予防法（昭和三十九年法律第六十号）第五十一条第一項又は第三項の規定による家畜の検査（法第五十一条第一項の規定による家畜の検査）であつては、監視伝染病の発生を予防するために限る。</p> <p>「法」といふ。</p>	<p>（略）</p>	<p>家畜伝染病予防法（昭和三十九年法律第六十号）第五十一条第一項又は第三項の規定による家畜の検査（法第五十一条第一項の規定による家畜の検査）であつては、監視伝染病の発生を予防するために限る。</p> <p>「法」といふ。</p>	<p>（略）</p>	<p>職業能力開発促進法（昭和三十九年法律第六十号）第五十一条第一項及び令第一号の規定による技能検定の実技試験の実施</p>	<p>（略）</p>	<p>職業能力開発促進法（昭和三十九年法律第六十号）第五十一条第一項及び令第一号の規定による技能検定の実技試験の実施</p>	<p>（略）</p>
<p>の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p> <p>令第三百三十七条の十一第七項の規定による道路内における建築に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>道路内における建築の緩和認定申請手数料</p> <p>二七、〇〇〇円</p>	<p>家畜伝染病予防法（昭和三十九年法律第六十号）第五十一条第一項又は第三項の規定による家畜の検査（法第五十一条第一項の規定による家畜の検査）であつては、監視伝染病の発生を予防するために限る。</p> <p>「法」といふ。</p>	<p>（略）</p>	<p>家畜伝染病予防法（昭和三十九年法律第六十号）第五十一条第一項又は第三項の規定による家畜の検査（法第五十一条第一項の規定による家畜の検査）であつては、監視伝染病の発生を予防するために限る。</p> <p>「法」といふ。</p>	<p>（略）</p>	<p>職業能力開発促進法（昭和三十九年法律第六十号）第五十一条第一項及び令第一号の規定による技能検定の実技試験の実施</p>	<p>（略）</p>	<p>職業能力開発促進法（昭和三十九年法律第六十号）第五十一条第一項及び令第一号の規定による技能検定の実技試験の実施</p>	<p>（略）</p>

他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。(以下同じ。)
を除く。三及び四において同じ。)が、機械検査又は婦人子供服製造のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一五、一〇〇円(実
技試験を実施する日が属する年度の四月一日において二十歳に達していない者であつて、実技試験受検申請日において雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者及び出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないもの(以下二十歳未満の雇用保険被保険者及び在留資格でないもの)という
一)が二級の技能検定を受けようとする場合にあつては
一〇、六〇〇円、実技試験を実施する日が属する年度の四月一日において二十三歳に達していない者であつて、実技試験受検申請日において雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であり、かつ、出入国管理及び難民認定法別表第一の上

他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。(以下同じ。)
を除く。三及び四において同じ。)が、機械検査又は婦人子供服製造のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一五、一〇〇円(実
技試験を実施する日が属する年度の四月一日において二十五歳に達していない者であつて、実技試験受検申請日において雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者であり、かつ、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないもの(以下二十歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格でないもの)という
一)が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあっては六、一〇〇円)

<p>欄の在留資格をもつて在留する者でないもの（以下「二十歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないもの」という。）が三級の技能検定を受けようとする場合にあつては六、一〇〇円）</p>	<p>三 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図のいずれかの職種の技能検定を受けようとする場合、一三、三〇〇円（二十三歳未満の雇用保険被保険者及び在留資格者でないものが三級の技能検定を受けようとする場合にあつては八、八〇〇円、二十歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものが三級の技能検定を受けようとする場合にあつては四、三〇〇円）</p>	<p>四 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が二又は三に掲げる職種以外の職種の技能検定を受ける場合、一八、二〇〇円（二十歳未満の雇用保険被保険者及び在留資格者でないものが三級の技能検定を受けようとする場合にあつては</p>
--	---	---

<p>三 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図のいずれかの職種の技能検定を受けようとする場合、一三、三〇〇円（二十五歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものが二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあつては四、三〇〇円）</p>	<p>四 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が二又は三に掲げる職種以外の職種の技能検定を受ける場合、一八、二〇〇円（二十歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものが二級又は三級の技能検定を受けようとする場合</p>	<p>四 特級以外の等級の技能検定を受けようとする者が二又は三に掲げる職種以外の職種の技能検定を受ける場合、一八、二〇〇円（二十歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものが二級又は三級の技能検定を受けようとする場合</p>
---	---	---

	<p>一三、七〇〇円、二十三歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものが三級の技能検定を受けようとする場合にあっては九、二〇〇円)</p>		<p>五 三級の技能検定を受けようとする在校生が二に掲げる職種のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一〇、一〇〇円 (二十三歳未満の雇用保険被保険者及び在留資格者でないものにあつては五、六〇〇円、二十三歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものにあつては二、九〇〇円)</p>		<p>六 三級の技能検定を受けようとする在校生が三に掲げる職種のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 八、九〇〇円 (二十三歳未満の雇用保険被保険者及び在留資格者でないものにあつては四、四〇〇円、二十三歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものにあつては二、九〇〇円)</p>		<p>七 三級の技能検定を受けようとする在校生が二又は三に掲げる職種以外の職種の技能検定を受ける場合 一〇、一〇〇円 (二十三歳未満</p>
<p>にあつては九、二〇〇円)</p>	<p>五 三級の技能検定を受けようとする在校生が二に掲げる職種のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 一〇、一〇〇円 (二十五歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものにあつては二、九〇〇円)</p>	<p>六 三級の技能検定を受けようとする在校生が三に掲げる職種のいずれかの職種の技能検定を受ける場合 八、九〇〇円 (二十五歳未満の雇用保険被保険者であり在留資格者でないものにあつては二、九〇〇円)</p>	<p>七 三級の技能検定を受けようとする在校生が二又は三に掲げる職種以外の職種の技能検定を受ける場合 一〇、一〇〇円 (二十五歳未</p>				

<p>高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）以下この項において一</p>	<p>高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）以下この項において一</p>	<p>使用済自動車等の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）以下この項において一</p>	<p>（略）</p>
<p>（平成十八年法律第九十一号）以下この項において一</p>	<p>法第十七条第四項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の審査に係る申出の受付</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（平成十八年法律第九十一号）以下この項において一</p>	<p>特定建築物の建築等及び維持保全の計画に係る八条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。</p>	<p>（略）</p>	<p>満の雇用保険被保険者及び在留資格でないものにあつては三、一〇〇円、二十〇〇円、六十</p>
<p>（平成十八年法律第九十一号）以下この項において一</p>	<p>高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）以下この項において一</p>	<p>使用済自動車等の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）以下この項において一</p>	<p>（略）</p>
<p>（平成十八年法律第九十一号）以下この項において一</p>	<p>法第十七条第四項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の審査に係る申出の受付</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（平成十八年法律第九十一号）以下この項において一</p>	<p>特定建築物の建築等及び維持保全の計画に係る八条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。</p>	<p>（略）</p>	<p>満の雇用保険被保険者及び在留資格でないものにあつては三、一〇〇円</p>

法と
いう。

項において「用途変更」という。をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においてはその増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同じ。）の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の第三項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においてはその部分の構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそのそれぞれの建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項

法と
いう。

項において「用途変更」という。をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においてはその増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同じ。）の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の第三項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においてはその部分の構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそのそれぞれの建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項

において「構造計算適合性判定対象建築物」といふ。）一棟ごと、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第十八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二一 (略)

1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
 二〇九
 〇〇〇円（建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるもの）については、一六七〇〇〇円）

2 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の

において「構造計算適合性判定対象建築物」といふ。）一棟ごと、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第十八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二一 (略)

1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
 一八七
 〇〇〇円（建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるもの）については、一六七〇〇〇円）

2 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の

3 構造計算
 適合性判定
 対象建築物
 の床面積の
 合計が二〇〇〇平方
 メートルを
 超え一〇、
 〇〇〇平方
 メートル以
 内のもの
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、
 二二二、〇〇〇円

4 構造計算
 適合性判定
 対象建築物
 の床面積の
 合計が一〇〇〇平方
 メートルを
 超え五〇、
 〇〇〇平方
 メートル以
 内のもの
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、
 三二二、〇〇〇円

5 構造計算
 適合性判定
 対象建築物
 の床面積の
 合計が五〇〇平方
 メートルを
 超えるもの
 六八五、
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、
 四二二、〇〇〇円

3 構造計算
 適合性判定
 対象建築物
 の床面積の
 合計が二〇〇〇平方
 メートルを
 超え一〇、
 〇〇〇平方
 メートル以
 内のもの
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、
 一八九、〇〇〇円

4 構造計算
 適合性判定
 対象建築物
 の床面積の
 合計が一〇〇〇平方
 メートルを
 超え五〇、
 〇〇〇平方
 メートル以
 内のもの
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、
 二九〇、〇〇〇円

5 構造計算
 適合性判定
 対象建築物
 の床面積の
 合計が五〇〇平方
 メートルを
 超えるもの
 五七七、
 〇〇〇円
 大臣認定プ
 ログラムに
 よるものに
 ついては、
 三六一、〇〇〇円

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年建築等計画の建築基準法）	法第六条第二項（法第八條第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定による長期優良住宅の審査に係る申出の受付	長期優良住宅建築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料	五九一、〇〇〇円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年建築等計画の建築基準法）	法第六条第二項（法第八條第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定による長期優良住宅の審査に係る申出の受付	長期優良住宅建築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料	五〇二、〇〇〇円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年建築等計画の建築基準法）	法第六条第二項（法第八條第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定による長期優良住宅の審査に係る申出の受付	長期優良住宅建築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料	五九一、〇〇〇円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年建築等計画の建築基準法）	法第六条第二項（法第八條第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定による長期優良住宅の審査に係る申出の受付	長期優良住宅建築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料	五〇二、〇〇〇円

れ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合において、は構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第八条第二項の規定による場合においてはその当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二一 (略)

1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
二〇九、〇〇〇円（建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるもの）については、一八七、

れ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合において、は構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第八条第二項の規定による場合においてはその当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二一 (略)

1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
一八七、〇〇〇円（建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるもの）については、一六七、

2 構造計算 適合性判定 対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを
超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二三八、〇〇〇円
大臣認定プログラムによるものについては、
二二二、〇〇〇円

3 構造計算 適合性判定 対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを
超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三六六、〇〇〇円
大臣認定プログラムによるものについては、
三二二、〇〇〇円

4 構造計算 適合性判定 対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを
超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四七一、〇〇〇円
大臣認定プログラムによるものについては、
四一一、〇〇〇円

5 構造計算 適合性判定 対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの

2 構造計算 適合性判定 対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを
超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二二二、〇〇〇円
大臣認定プログラムによるものについては、
一八九、〇〇〇円

3 構造計算 適合性判定 対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを
超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三二九、〇〇〇円
大臣認定プログラムによるものについては、
二九〇、〇〇〇円

4 構造計算 適合性判定 対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを
超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四一一、〇〇〇円
大臣認定プログラムによるものについては、
三六一、〇〇〇円

5 構造計算 適合性判定 対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの

都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律(平 成二十 四年法 律第八 十四号 以下こ の項に おいて 「法」 という 。)	(略) (略) 法第五十四条第二項 (法第五十五条第二 項の規定において準 用する場合を含む。)の規定による低炭 素建築物新築等計画 の建築基準関係規定 の適合の審査に係る 申出の受付	(略) (略) 低炭素建築物 新築等計画の 建築基準関係 規定適合審査 手数料	(略) (略) 低炭素建築物新 築等計画に係る 建築物(法第五 十五条第二項の 規定による場合 は、計画の変更 に係るものに限 る。以下この項 において同じ。)の床面積の合 計(建築物の建 築又は大規模の 修繕、大規模の 模様替若しくは 用途の変更(以 下この項におい て「用途変更等 」という。)を する場合のそれ ぞれにおいて、 当該建築又は用 途変更等に係る 部分の床面積(建 築基準法第六 条第一項(同法 第八十七条第一 項において準用 する場合を含む)の規定による 確認を受けた既 存建築物の全部 又は一部を含ん だ建築又は用途 変更等に係るも のにあつては、 建築により床面 積が増加する場 合においては当 該増加する部分 の床面積とし、 用途変更等の場 合においては当 該用途変更等に 係る部分の床面 積の二分の一と する。一1から 一9までにおい て同じ。)(の 一1から一9ま でに掲げる区分 に応じ当該区分 に定める額に、 建築基準法第六 条の三第一項に 規定する構造計 算適合性判定(六八五) 〇〇〇円) 大臣認定プ ログラムに よるものに ついては、 五九一、〇 〇〇円)
都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律(平 成二十 四年法 律第八 十四号 以下こ の項に おいて 「法」 という 。)	(略) (略) 法第五十四条第二項 (法第五十五条第二 項の規定において準 用する場合を含む。)の規定による低炭 素建築物新築等計画 の建築基準関係規定 の適合の審査に係る 申出の受付	(略) (略) 低炭素建築物 新築等計画の 建築基準関係 規定適合審査 手数料	(略) (略) 低炭素建築物新 築等計画に係る 建築物(法第五 十五条第二項の 規定による場合 は、計画の変更 に係るものに限 る。以下この項 において同じ。)の床面積の合 計(建築物の建 築又は大規模の 修繕、大規模の 模様替若しくは 用途の変更(以 下この項におい て「用途変更等 」という。)を する場合のそれ ぞれにおいて、 当該建築又は用 途変更等に係る 部分の床面積(建 築基準法第六 条第一項(同法 第八十七条第一 項において準用 する場合を含む)の規定による 確認を受けた既 存建築物の全部 又は一部を含ん だ建築又は用途 変更等に係るも のにあつては、 建築により床面 積が増加する場 合においては当 該増加する部分 の床面積とし、 用途変更等の場 合においては当 該用途変更等に 係る部分の床面 積の二分の一と する。一1から 一9までにおい て同じ。)(の 一1から一9ま でに掲げる区分 に応じ当該区分 に定める額に、 建築基準法第六 条の三第一項に 規定する構造計 算適合性判定(五七七) 〇〇〇円) 大臣認定プ ログラムに よるものに ついては、 五〇一、〇 〇〇円)

以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においてはその部分の構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパシヨンジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）

(一)棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第五十五条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二1から二5までにおいて同じ。）の二1から二5までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二
一 (略)

1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方

以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においてはその部分の構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパシヨンジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）

(一)棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第五十五条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二1から二5までにおいて同じ。）の二1から二5までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二
一 (略)

1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方

メートル以
内のもの
一〇〇九、〇〇〇円()
建築基準法
第二十条第
一項第二号
イ又は第三
号イに規定
する国土交
通大臣の認
定を受けた
プログラム
(以下この
項において
「大臣認定
プログラム
」という。
)によるも
のについて
は、一八七
〇〇〇円()

2 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一、
〇〇〇平方
メートルを
超え二、〇
〇〇平方メ
ートル以内
のもの
一三三、八
〇〇〇円()
大臣認定プ
ログラムに
よるものに
ついては、
二二二、〇
〇〇円()

3 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が二、
〇〇〇平方
メートルを
超え一〇、
〇〇〇平方
メートル以
内のもの
三六六、
〇〇〇円()
大臣認定プ
ログラムに
よるものに
ついては、
三二二、〇
〇〇円()

4 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一〇、
〇〇〇円()

メートル以
内のもの
一八七、
〇〇〇円()
建築基準法
第二十条第
一項第二号
イ又は第三
号イに規定
する国土交
通大臣の認
定を受けた
プログラム
(以下この
項において
「大臣認定
プログラム
」という。
)によるも
のについて
は、一六七
〇〇〇円()

2 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一、
〇〇〇平方
メートルを
超え二、〇
〇〇平方メ
ートル以内
のもの
二二二、
〇〇〇円()
大臣認定プ
ログラムに
よるものに
ついては、
一八九、〇
〇〇円()

3 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が二、
〇〇〇平方
メートルを
超え一〇、
〇〇〇平方
メートル以
内のもの
三二九、
〇〇〇円()
大臣認定プ
ログラムに
よるものに
ついては、
二九〇、〇
〇〇円()

4 構造計算
適合性判定
対象建築物
の床面積の
合計が一〇、
〇〇〇円()

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号以下この項において「法」という。）	(略)	(略)	<p>5 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇〇〇平方メートルを超えるものについては、四一、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、五九一、〇〇〇円）</p>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号以下この項において「法」という。）	(略)	(略)	<p>5 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇〇〇平方メートルを超えるものについては、四一、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、五九一、〇〇〇円）</p>

変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一から一九までにおいて同じ。）の一から一九までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、

変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一から一九までにおいて同じ。）の一から一九までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、

二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二一 (略)

二 1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

二〇九、〇〇〇円（建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるもの）については、一八七、〇〇〇円

2 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの

二三八、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるもの）については、二二二、〇〇〇円

3 構造計算適合性判定

二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

二一 (略)

二 1 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

一八七、〇〇〇円（建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるもの）については、一六七、〇〇〇円

2 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの

二二一、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるもの）については、一八九、〇〇〇円

3 構造計算適合性判定

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）第十一條の規定による第三條（第七條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する証明</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>対象建築物の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを 超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 三六六、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、三二一、〇〇〇円）</p> <p>4 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四七一、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、四二一、〇〇〇円）</p> <p>5 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 六八五、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、五九一、〇〇〇円）</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）第十一條の規定による第三條（第七條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する証明</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>対象建築物の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを 超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 三二九、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、二九〇、〇〇〇円）</p> <p>4 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四二一、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、三六一、〇〇〇円）</p> <p>5 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五七七、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、五〇二、〇〇〇円）</p>

証明書の交付	(略)	書の交付	(略)
--------	-----	------	-----

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)				別表(第二条関係)			
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
消防法 (以下この項において「法」という。)	法第十三条の三第三項の規定による危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	一 甲種危険物取扱者試験 七、二〇〇円 二 乙種危険物取扱者試験 五、三〇〇円 三 丙種危険物取扱者試験 四、二〇〇円 五、三〇〇円	消防法 (以下この項において「法」という。)	法第十三条の三第三項の規定による危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	一 甲種危険物取扱者試験 六、六〇〇円 二 乙種危険物取扱者試験 四、六〇〇円 三 丙種危険物取扱者試験 三、七〇〇円 四、七〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第十三条の二十三の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	危険物取扱作業保安講習手数料	五、三〇〇円	(略)	法第十三条の二十三の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	危険物取扱作業保安講習手数料	(略)	(略)
法第十七条の八第三項の規定による消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料	一 甲種消防設備士試験 六〇〇円 二 乙種消防設備士試験 四〇〇円	(略)	法第十七条の八第三項の規定による消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料	一 甲種消防設備士試験 七〇〇円 二 乙種消防設備士試験 三〇〇円	(略)

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第三条 行政財産の使用料に関する条例(昭和三十九年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第二(第二条、第三条関係)				別表第二(第二条、第三条関係)			
土地を使用する場合の使用料				土地を使用する場合の使用料			
(略)				(略)			
(上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合)				(上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合)			
地下埋設物の規格による区分	単位	土地の種類別使用料年額	宅地 田及び畑 その他	地下埋設物の規格による区分	単位	土地の種類別使用料年額	宅地 田及び畑 その他
外径が〇・〇〇メートル未満	〇・〇〇一メートル	〇・八円	(略)	外径が〇・〇〇メートル未満	〇・〇〇一メートル	〇・七円	(略)
外径が〇・〇〇メートル以上〇・一メートル未満	〇・〇〇一メートル	〇・九円	(略)	外径が〇・〇〇メートル以上〇・一メートル未満	〇・〇〇一メートル	〇・八円	(略)
外径が〇・一メートル以上	〇・一メートル	〇・五円	(略)	外径が〇・一メートル以上	〇・一メートル	〇・四円	(略)
外径が〇・一メートル以上	〇・一メートル	〇・三円	(略)	外径が〇・一メートル以上	〇・一メートル	〇・二円	(略)

に改正する。

改正後		改正前	
別表第三(第七条関係) 手数料			
種別	金額	種別	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
四 死後措置料	五、五〇〇円	四 死後措置料	六、三八〇円

(広島県家畜人工授精料等徴収条例の一部改正)

第六条 広島県家畜人工授精料等徴収条例(昭和二十三年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料の額等)	
第一条 (略)	第一条 (略)
2 (略)	2 (略)
一 過排卵処理技術手数料	二万二千元
二 受精卵採取技術手数料	七万二千元
三 体外受精卵製造技術手数料	六万円
四 受精卵凍結処理技術手数料	二万二千元
3 (略)	3 (略)
一 過排卵処理技術手数料	二万円
二 受精卵採取技術手数料	六万七千元
三 体外受精卵製造技術手数料	五万六千元
四 受精卵凍結処理技術手数料	二万円

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第七条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第二条関係)	
種別	金額
一―十三 (略)	(略)
十四 遺伝子診療のうち管理者が定めるものに係る相談料	一時間まで一三、八〇〇円以内で管理者が定める額(以下この項において「二時間以内の額」という。)
一時間を超える場合は、一時間以内の額に三〇分を超える部分につき三〇分までごとに六九〇〇円以内で管理者が定める額を加算した額	一時間まで一、〇〇〇円以内で管理者が定める額(以下この項において「二時間以内の額」という。)
一時間を超える場合は、一時間以内の額に三〇分を超える部分につき三〇分までごとに五〇〇〇円以内で管理者が定める額を加算した額	一時間まで一、〇〇〇円以内で管理者が定める額(以下この項において「二時間以内の額」という。)

十五 (略)	十六 遺伝子診療に関する予防的処置のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回、四一三、二八〇円以内で管理者が定める額
備考 (略)	十七 二十 (略)	(略)
十五 (略)	十六 遺伝子診療に関する予防的処置のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回、一三〇、四六〇円以内で管理者が定める額
備考 (略)	十七 二十 (略)	(略)

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第八条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)
法律名	法律名	法律名	法律名	法律名	法律名
事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分
手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称
金額	金額	金額	金額	金額	金額
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項において「法」という。	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項において「法」という。	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項において「法」という。	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項において「法」という。	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項において「法」という。	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項において「法」という。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第七条第一項の規定による警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査	法第七条第一項の規定による警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査	法第七条第一項の規定による警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査	法第七条第一項の規定による警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査	法第七条第一項の規定による警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査	法第七条第一項の規定による警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による警備業の認定の申請に対する審査
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第五条第五項の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第五条第五項の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第五条第五項の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第五条第五項の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第五条第五項の規定による警備業の認定の申請に対する審査	法第五条第五項の規定による警備業の認定の申請に対する審査
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第十一条第三項の規定による警備業の認定証の書換え	法第十一条第三項の規定による警備業の認定証の書換え	法第十一条第三項の規定による警備業の認定証の書換え	法第十一条第三項の規定による警備業の認定証の書換え	法第十一条第三項の規定による警備業の認定証の書換え	法第十一条第三項の規定による警備業の認定証の書換え
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換え	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換え	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換え	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換え	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換え	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換え
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第五条第五項の規定による自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	法第五条第五項の規定による自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	法第五条第五項の規定による自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	法第五条第五項の規定による自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	法第五条第五項の規定による自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	法第五条第五項の規定による自動車運転代行業の認定の申請に対する審査
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第四条の規定による自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	法第四条の規定による自動車運転代行業の認定の申請に対する審査
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換え	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換え	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換え	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換え	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換え	法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換え
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

項にお いて「 法」と いう。	探債業 の業務 の適正 化に関 する法 律(平 成十八 年法律 第六十 号。以 下この 項にお いて「 法」と いう。	探債業 届出証 料 明書 交付手 数	三、六〇〇 円
	法第四条第三項の規 定による同条第一項 の届出があつたこと を証する書面の交付	探債業変更届 出証明書交付 手数料	一、六〇〇 円
	法第四条第二項の規 定による届出があつ たことを証する書面 の再交付	探債業届出証 明書再交付手 数料	一、一〇〇 円

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は令和六年五月一日から施行する。

(提案理由)

構造計算適合性判定手数料の改正など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十二号議案

広島県税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県税条例の一部を改正する条例案
 広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
 改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第十八条の三の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ 総排気量（ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、作動室の単室容積にロータリー数を乗じて得た容積に一・五を乗じて得た数値をいう。以下この項において同じ。）が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円</p> <p>ロール（略）</p> <p>二（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>附則</p> <p>第十八条の三の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円</p> <p>ロール（略）</p> <p>二（略）</p> <p>二・三（略）</p>

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の広島県税条例附則第十八条の三の二の規定は、令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

ロータリー・エンジンを搭載する自家用の乗用車等に対する自動車税の種別割に関する規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第二十二号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
 号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
 に関する条例の一部を改正する条例案
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
 号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
 に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定個人情報に係る個人番号の利用等） 第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務（以下「特定個人番号利用事務」という。）とする。</p> <p>2 知事又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>3 前項の規定による利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</p>	<p>（特定個人情報に係る個人番号の利用等） 第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 知事又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理等必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十四号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例案
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略） 事務 二十二の二（略） (1) (95)（略）	市町 三次市	第二条（略） 事務 二十二の二（略） (1) (95)（略） (96) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第七條の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第三項後段の規定により介護療養型医療施設とみなされる施設に係るものを含む。以下(99)から(110)までにおいて同じ。） (97) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第七條の二第四項において準用する旧法第七條第五項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新に係る関係市町への通知及び関係	市町 呉市及び三次市（ 呉市については(1)から(4)まで、(6)から(94)まで、(96)から(110)までに掲げる事務を除く。）

- (98) 市町からの意見の聴取
健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百八条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の療養病床等の入所定員を増加しようとするときの指定の変更
- (99) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十一条の規定による指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出の受付
- (100) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十二条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (101) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十三条の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の受付
- (102) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十三条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告
- (103) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十三条の二第二項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者が勧告に従わないときの公表
- (104) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十三条の二第三項の規定による指定介護療養型医療

施設の開設者に対する措置の命令

(105) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十三条の二第四項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置命令をした旨の公示

(106) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十三条の二第五項の規定による指定介護療養型医療施設に係る通知の受付

(107) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十四条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付

(108) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十四条第二項の規定による指定介護療養型医療施設が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付

(109) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十五条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があつた、又は指定の取消し等をした旨の公示

(110) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十五条の三十五第六項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止（旧法第百十五条の三十五第四項の規定による命令に従わず指定の取消し又は全部若しくは一部の効力を停止することが適当である旨の

三十五 (略)
 第二号(9)、(10)、(17)、(24及び25)、
 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、
 第三号の二(1)及び(7)、第三号の
 三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第
 四号の三(5)から(7)まで、第四号
 の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、
 第四号の六(7)、第五号(7)、第六
 号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、
 (16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(63)、第
 八号の三(80)、第八号の四(4)及び
 (9)、第八号の六(9)、第八号の七
 (8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二
 (2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、
 (36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第
 九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)
 及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、
 (13)及び(14)、第九号の五の二(8)及
 び(10)から(13)まで、第九号の六(13)
 から(16)まで、第九号の六の二(22)、
 (24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十
 号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、
 (34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、
 (40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の
 二(4)、第十一号の四(15)、第十一
 号の四の二(32)から(36)まで、第十
 一号の五(8)、第十二号(4)、第十
 二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、
 (51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、
 第十四号の二(9)、第十四号の二
 の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、
 第十五号(4)、第十五号の二(6)、
 (7)及び(9)、第十六号(10)から(16)ま
 で、第十六号の二(5)から(7)まで
 及び(14)、第十六号の二の二(20)か
 ら(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及
 び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、
 (25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、
 (9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、
 (10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、
 (32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、
 第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、
 (53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、
 (79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の
 四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二
 十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、
 (26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号
 (11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36) (
 勧告を除く。)、(42)及び(43)、第
 二十号の三(8)から(10)まで、(14)か
 ら(17)まで及び(23)から(26)まで、第
 二十号の四(3)、第二十一号の二

(略)

三十五 (略)
 第二号(9)、(10)、(17)、(24及び25)、
 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、
 第三号の二(1)及び(7)、第三号の
 三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第
 四号の三(5)から(7)まで、第四号
 の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、
 第四号の六(7)、第五号(7)、第六
 号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、
 (16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(63)、第
 八号の三(80)、第八号の四(4)及び
 (9)、第八号の六(9)、第八号の七
 (8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二
 (2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、
 (36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第
 九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)
 及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、
 (13)及び(14)、第九号の五の二(8)及
 び(10)から(13)まで、第九号の六(13)
 から(16)まで、第九号の六の二(22)、
 (24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十
 号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、
 (34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、
 (40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の
 二(4)、第十一号の四(15)、第十一
 号の四の二(32)から(36)まで、第十
 一号の五(8)、第十二号(4)、第十
 二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、
 (51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、
 第十四号の二(9)、第十四号の二
 の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、
 第十五号(4)、第十五号の二(6)、
 (7)及び(9)、第十六号(10)から(16)ま
 で、第十六号の二(5)から(7)まで
 及び(14)、第十六号の二の二(20)か
 ら(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及
 び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、
 (25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、
 (9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、
 (10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、
 (32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、
 第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、
 (53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、
 (79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の
 四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二
 十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、
 (26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号
 (11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36) (
 勧告を除く。)、(42)及び(43)、第
 二十号の三(8)から(10)まで、(14)か
 ら(17)まで及び(23)から(26)まで、第
 二十号の四(3)、第二十一号の二

1) 通知を県から得た場合に限る。

(略)

<p>の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	<p>第三条 (略) 事務</p>	<p>五 (建築基準法関係) (略) (1)―(14) (略) (15) 政令第三百三十七条の十二第六項の規定による敷地と道路の関係に関する認定 (16) 政令第三百三十七条の十二第七項の規定による道路内の建築制限に関する認定 (17)―(19) (略) (20) (1)から(19)までに掲げるもののほか、法、政令、省令及び条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	<p>第三条 (略) 事務</p>	<p>竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町(三次市について(2)、(4)及び(5)は、(2)、(4)及び(5)に掲げる事務(政令第四百四十八条第一項に規定するもの(第二項において準用する場合を含む。))に限る。)、(7)及び(13)に掲げる事務(政令第四百四十八条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくものうち政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。)、(18)及び(19)に掲げる事務(政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。))並びに(20)に掲げる事務(政令第四百四十八条第一項に規定するもの(第二項において準用する場合を含む。))、同条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例</p>
<p>の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	<p>第三条 (略) 事務</p>	<p>五 (建築基準法関係) (略) (1)―(14) (略) (15) 政令第三百三十七条の十二第六項の規定による敷地と道路の関係に関する認定 (16) 政令第三百三十七条の十二第七項の規定による道路内の建築制限に関する認定 (17)―(19) (略) (20) (1)から(19)までに掲げるもののほか、法、政令、省令及び条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	<p>第三条 (略) 事務</p>	<p>竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町(三次市について(2)、(4)及び(5)は、(2)、(4)及び(5)に掲げる事務(政令第四百四十八条第一項に規定するもの(第二項において準用する場合を含む。))に限る。)、(7)及び(13)に掲げる事務(政令第四百四十八条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくものうち政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。)、(16)及び(17)に掲げる事務(政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。))並びに(18)に掲げる事務(政令第四百四十八条第一項に規定するもの(第二項において準用する場合を含む。))、同条第二項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくものうち政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。)</p>

<p>(農業用ため池の管理及び保全に関する法律関係) 三十一 (略) (1)―(3) (略)</p>	<p>広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>(農業用ため池の管理及び保全に関する法律関係) 三十一 (略) (1)―(3) (略)</p>	<p>広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>に基づくものうち政令第四百八十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。)を除く。</p>		<p>を除く。)</p>	

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二十条 (略)</p>	<p>事務</p>	<p>第二十条 (略)</p>	<p>事務</p>
<p>二十八 削除</p>	<p>市町</p>	<p>二十八 食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例(令和二年広島県条例第四十九号。以下この号において「廃止条例」という。)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の食品衛生に関する条例(昭和二十六年広島県条例第四十九号。以下この号において「旧条例」という。)及び廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>広島市、呉市及び福山市</p>
		<p>(1) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第三、第四項の規定による再交付又は書換交付 (2) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第三、第二項の規定による地位の</p>	

		<p>(3) 承継の届出の受付 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第六条第一項の規定による報告の要求又は立入検査</p> <p>(4) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第七条第一項の規定による施設の整備改善の命令又は認定の取消し若しくは施設の使用の禁止若しくは停止の処分</p> <p>(5) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第七条第二項の規定による認定の取消し又は施設の使用の禁止若しくは停止の処分</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>二十九 食品衛生に関する条例及び 福山市 広島市、呉市及び</p>
二十九 削除		<p>(1) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第四条第二項の規定による地位の承継の届出の受付</p> <p>(2) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第五条の規定による構造設備の変更の許可</p>	

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、この条例案を提出する。

県第二十五号議案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 第八章 (略)</p> <p>第九章 児童発達支援センター(第八十条―第八十五条)</p> <p>第十章 第十二章 (略)</p> <p>第十二章の二 里親支援センター(第百十二―第百十七条)</p> <p>第十三章 雑則(第百十八条)</p> <p>附則</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第三条 最低基準は、知事の監督に属する児童福祉施設の利用者及び当該児童福祉施設に入所している者(以下「利用者等」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。)の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障する。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第八章 (略)</p> <p>第九章 児童発達支援センター</p> <p>第一節 福祉型児童発達支援センター(第八十条―第八十五条)</p> <p>第二節 医療型児童発達支援センター(第八十六条―第八十九条)</p> <p>第十章 第十二章 (略)</p> <p>第十三章 雑則(第百十二条)</p> <p>附則</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第三条 最低基準は、知事の監督に属する児童福祉施設の利用者及び当該児童福祉施設に入所している者(以下「利用者等」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障する。</p>

(安全計画の策定)

第七条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センター）を除く。以下この条において同じ。）の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない。

2-4 (略)

(入所した者及び職員の健康診断)

第十六条 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条から第十三条まで及び第十七条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2-5 (略)

(自立支援計画の策定)

第三十三条 乳児院の長は、第三十一条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第三十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター（地域保健法（昭和二十二年法律第一〇一號）第十八条第一項に規定する市町村保健センターをいう。）等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第四十一条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自

(安全計画の策定)

第七条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない。

2-4 (略)

(入所した者及び職員の健康診断)

第十六条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条から第十三条まで及び第十七条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2-5 (略)

(自立支援計画の策定)

第三十三条 乳児院の長は、第三十一条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第三十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター（地域保健法（昭和二十二年法律第一〇一號）第十八条第一項に規定する市町村保健センターをいう。）等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第四十一条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第四十四条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員をいう。以下同じ。）、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体をいう。以下同じ。）及び公共職業安定所（厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十三条第一項に規定する公共職業安定所をいう。以下同じ。）並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項又は第二項の規定により設置された女性相談支援センターをいう。）、等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第六十二条 児童養護施設の長は、第六十条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第六十五条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所に並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(設備の基準)
第六十六条 (略)

一・二 (略)

イ 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

ロ (略)

四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

五 (略)

イ 支援室及び屋外遊戯場

ロ (略)

(関係機関との連携)

第四十四条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員をいう。以下同じ。）、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体をいう。以下同じ。）及び公共職業安定所（厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十三条第一項に規定する公共職業安定所をいう。以下同じ。）並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十四条第一項に規定する婦人相談所をいう。以下同じ。）、等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第六十二条 児童養護施設の長は、第六十条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第六十五条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所に並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(設備の基準)
第六十六条 (略)

一・二 (略)

イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

ロ (略)

四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

五 (略)

イ 訓練室及び屋外訓練場

ロ (略)

六一九 (略)

第六十七條 (職員) (略)

2-13 (略)

14 心理支援を行う必要があると認められる児童五人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 心理担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第七十五條 (略)

一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支居室及び浴室を設けること。

二 (略)

三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギプス室(ギプスの装着、義肢装具の製作のための採型等を行う部屋をいう。)、特殊手工芸等の作業(肢体不自由のある児童に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的能力の伸長を図ることを目的として行わせる手芸、工芸その他の作業をいう。)を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

四 (略)

(職員)

第七十六條 (略)

2-5 (略)

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、第三項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。

7 (略)

第九章 児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十條 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に

六一九 (略)

第六十七條 (職員) (略)

2-13 (略)

14 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第七十五條 (略)

一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

二 (略)

三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギプス室(ギプスの装着、義肢装具の製作のための採型等を行う部屋をいう。)、特殊手工芸等の作業(肢体不自由のある児童に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的能力の伸長を図ることを目的として行わせる手芸、工芸その他の作業をいう。)を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

四 (略)

(職員)

第七十六條 (略)

2-5 (略)

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、第三項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

7 (略)

第九章 児童発達支援センター

第一節 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十條 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

- 2| 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。
- 3| 第一項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 発達支援室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。
 - 二 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

(職員)

第八十一条 児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むため

- 一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- 二 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。
- 三 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。
- 四 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
- 五 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- 六 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

(職員)

第八十一条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営む

に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他知事が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2| 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3| 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

4| 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

のに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他知事が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2| 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

3| 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

4| 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第一項各号に掲げる施設及び場合に

応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

5| 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。

6| 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならぬ。

7| 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

8| 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。

9| 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、児童おおむね四人につき一人以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならぬ。

10| 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。第八十七条第二項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(生活指導並びに入所支援の計画の作成及び提供)

第八十二条 児童発達支援センターにおける生活指導については第六十八条第一項の規定を、児童発達支援センターの長による入所支援の計画の作成及び提供については第七十条の規

(生活指導並びに入所支援の計画の作成及び提供)

第八十二条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導については第六十八条第一項の規定を、福祉型児童発達支援センターの長による入所支援の計画の作成及び提供について

定をそれぞれ準用する。

(保護者等との連絡)

第八十三条 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

第八十四条 削除

(心理学的及び精神医学的診査)

第八十五条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第八十六条から第八十九条まで 削除

は第七十条の規定をそれぞれ準用する。

(保護者等との連絡)

第八十三条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第八十四条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第十六条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第八十五条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第七十三条の規定を準用する。

第二節 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十六条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第八十七条 医療型児童発達支援センターの設置者は、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る。障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(入所した児童に対する健康診断)

第八十八条 医療型児童発達支援センターにおいては、第十六条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢

体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第八十九条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導については第六十八条第一項の規定を、医療型児童発達支援センターの長による入所支援の計画の作成及び提供については第七十条の規定を、医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡については第八十三条の規定をそれぞれ準用する。

(自立支援計画の策定)

第九十四条 児童心理治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第九十七条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第一百零四条 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第一百七七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第一百十一条 (略)

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員(民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員をいう)、児童委員、

体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第八十九条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導については第六十八条第一項の規定を、医療型児童発達支援センターの長による入所支援の計画の作成及び提供については第七十条の規定を、医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡については第八十三条の規定をそれぞれ準用する。

(自立支援計画の策定)

第九十四条 児童心理治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第九十七条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(自立支援計画の策定)

第一百零四条 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第一百七七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第一百十一条 (略)

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員(民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員をいう)、児童委員、

母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員をいう。）、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。）、学校その他関係機関との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3
(略)

第十二章の二 里親支援センター

(設備の基準)

第百十二條 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第三項第二号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第百十三條 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七條第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（養育者及び補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十五条第一項に規定する婦人相談員をいう。）、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。）、学校その他関係機関との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3
(略)

- 二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びブリーシャルワークの視点を有する者
- 三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
- 4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - 一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
 - 二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びブリーシャルワークの視点を有する者
 - 三 里親及び里親にならうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

- 第百十四条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十一条第四項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。
- 一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
 - 二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びブリーシャルワークの視点を有する者
 - 三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第百十五条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親にならうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住

居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第百十六条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第百十七条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

第百十八条 (略)

第百十二条 (略)

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 第三章 (略)</p> <p>第四章 削除</p> <p>第五章 第九章 (略)</p> <p>附則</p> <p>2 第二条 (定義) (略)</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第三章 (略)</p> <p>第四章 医療型児童発達支援</p> <p>第一節 基本方針(第五十四条)</p> <p>第二節 人員に関する基準(第五十五条・第五十六条)</p> <p>第三節 設備に関する基準(第五十七条)</p> <p>第四節 運営に関する基準(第五十八条・第六十三条)</p> <p>第五章 第九章 (略)</p> <p>附則</p> <p>2 第二条 (定義) (略)</p> <p>一・二 (略)</p>

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の権利の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、児童発達支援（病院又は診療所により行なわれるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

第七条 (略)

2 (略)

3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

4 第二項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の権利の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行なわれるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第七条 (略)

2 (略)

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 前二項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲

- 5| 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 6| 第一項第二号イ及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 7| 第一項(第一号を除く。)、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 8| 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 9 前二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

- 5| 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 6| 第一項第二号イ及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 7| 第一項第二号イ、第四項第一号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 8| 第一項から第五項まで(第一項第一号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。
- 5| ける看護職員を除く。)を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上
- 二 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行うために必要な数
- 三 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数
- 5| 第二項及び第三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- 一 看護職員 一以上
- 二 機能訓練担当職員 一以上
- 5| 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 7| 第一項第二号イ、第四項第一号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 8| 第一項から第五項まで(第一項第一号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)
第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)
第十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2| 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。3| 第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 発達支援室
- イ・ロ (略)
- 二 (略)

4 第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第二項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(管理者)
第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)
第十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

2| 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

- 一 指導訓練室
- イ・ロ (略)
- 二 (略)

3| 第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第十二条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第二十三条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に規定する額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由(児通所医療)(食事療養)(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3-6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があつたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額

(利用定員)

第十二条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第二十三条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3-6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があつたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

を通知しなければならない。

2 (略)

第二十六条 (指定児童発達支援の取扱方針)
第二十六條 指定児童発達支援事業者は、第二十七條第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2| 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3| (略)

4| 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5| (略)

6| 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならない。

7| (略)

7| 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第二十六条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

1| (障害児の地域社会への参加及び包摂の推進

2 (略)

第二十六条 (指定児童発達支援の取扱方針)
第二十六條 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2| (略)

4| 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

3| (略)

5| 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

7| (略)

第二十六条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

（児童発達支援計画の作成等）
第二十七条（略）

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達程度に応じた、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3（略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6（略）

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決

（児童発達支援計画の作成等）
第二十七条（略）

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3（略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6（略）

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなければならない。

8-10 (略)

2 (児童発達支援管理責任者の責務)

第二十八条 (略)

2 | 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(支援)

第二十九条

指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性

に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第三十三条

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第三十七条

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携

らない。

8-10 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第二十八条 (略)

(指導、訓練等)

第二十九条

指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性

に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第三十三条

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第三十七条

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよ

が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第四十条 指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力を得ることができるとする医療機関を定めておかなければならない。

(設備)

第四十九条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第四章 削除

第五十四条から第六十二条まで 削除

う、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力を得ることができるとする医療機関を定めておかなければならない。

(設備)

第四十九条 基準該当児童発達支援は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第四章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針

第五十四条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五十五条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
 - 二 児童指導員 一以上
 - 三 保育士 一以上
 - 四 看護職員 一以上
 - 五 理学療法士又は作業療法士 一以上
 - 六 児童発達支援管理責任者 一以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療

型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3| 第一項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に障害がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4| 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に障害がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第五十六条 第八条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第五十七条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
 - 二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
 - 三 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2| 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 3| 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に障害がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第五十八条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第五十九条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2| 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代

- 理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。
- 一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
 - 二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3| 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用
 - 二 日用品費
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4| 前項第一号に掲げる費用については、知事が定めるところによるものとする。
- 5| 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6| 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。
- 第六十条 (障害児通所給付費の額に係る通知等)
指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。
- 2| 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第六十一条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第六十二条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(準用)

第六十三条 第十三条から第二十二條まで、第二十四条、第二十六条（第四項及び第五項を除く。）から第三十二條まで、第三十四条、第三十六条から第三九條まで及び第四十一条から第四十七條までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第三十五條」とあるのは「第六十二條」と、第十七條中「いう。」第三十五條第六号において同じ。「とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第五十九條」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十二條中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。

第六十四条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児の生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児

第六十四条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児

の身体及び精神の状況並びにその置かれて
いる環境に応じて適切かつ効果的な支援を行
うものでなければならない。

第六十七条 指定放課後等デイサービス事業所
は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサ
ービスの提供に必要な設備及び備品等を設け
なければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要
な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(設備)

第七十二条 基準該当放課後等デイサービス事
業所は、発達支援を行う場所を確保するとと
もに、基準該当放課後等デイサービスの提供
に必要な設備及び備品等を備えなければなら
ない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支
援に必要な機械器具等を備えなければならな
い。

3 (略)

(従業者の員数)

第七十三条の三 (略)

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療
法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若
しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員
若しくは心理担当職員（児童福祉法に基づ
く児童福祉施設の設備及び運営に関する基
準を定める条例第六十七条第十五項に規定す
る心理担当職員をいう。）として配置され
た日以後、障害児について、入浴、排せつ、
食事その他の介護を行い、及び当該障害児の
行う者に対して介護に関する指導を行う業務
又は日常生活における基本的な動作及び知識
技能の習得、生活能力の向上のために必要な
支援その他の支援（以下この項において単に
「支援」という。）を行い、並びに当該障害
児の支援を行う者に対して支援に関する指導
を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育
に係る業務に三年以上従事した者でなければ
ならない。

3 (略)

(準用)

第七十三条の八 第十三条から第二十二
条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六
条（第六項及び第七項を除く。）、第二十六
条の二、第二十七条から第二十九条まで、第
三十二條から第三十四条まで、第三十六條、
第三十八條の二、第三十八條の三、第三十九
條の二、第三十九條から第四十二條まで及び
第四十四條から第四十七條までの規定は、指
定居宅訪問型児童発達支援の事業について準
用する。

の身体及び精神の状況並びにその置かれて
いる環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓
練を行うものでなければならない。

第六十七条 指定放課後等デイサービス事業所
は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサ
ービスの提供に必要な設備及び備品等を設け
なければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要
な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(設備)

第七十二条 基準該当放課後等デイサービスは、
指導訓練を行う場所を確保するとともに、基
準該当放課後等デイサービスの提供に必要な
設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓
練に必要な機械器具等を備えなければならな
い。

3 (略)

(従業者の員数)

第七十三条の三 (略)

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療
法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若
しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員
若しくは心理担当職員（児童福祉法に基づ
く児童福祉施設の設備及び運営に関する基
準を定める条例第六十七条第十五項に規定す
る心理担当職員をいう。）として配置さ
れた日以後、障害児について、入浴、排せつ、
食事その他の介護を行い、及び当該障害児の
介護を行う者に対して介護に関する指導を行
う業務又は日常生活における基本的な動作の
指導、知識技能の付与、生活能力の向上のた
めに必要な訓練その他の支援（以下「訓練等
」という。）を行い、及び当該障害児の訓練
等を行う者に対して訓練等に関する指導を行
う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業
務に三年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

(準用)

第七十三条の八 第十三条から第二十二
条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六
条（第四項及び第五項を除く。）、第二十七
条から第二十九条まで、第三十二條から第
三十四條まで、第三十六條、第三十八條
の二、第三十八條の三第一項、第三十九
條から第四十二條まで及び第四十四條から第
四十七條までの規定は、指定居宅訪問型児童
発達支援の事業について準用する。この場合
に準用する。

する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十三條の六」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十三條の六第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七條第四項中「第二十六條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六條第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第四項を除く。)、第二十六條の三、第二十七條から第二十九條まで、第三十二條から第三十四條まで、第三十六條、第三十六條の二、第三十八條の二、第三十八條の三第一項、第三十九條、第四十一條、第四十二條、第四十四條から第四十七條まで、第七十三條の六及び第七十三條の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第三十五條」とあるのは「第八十条において準用する第七十三條の七」と、第十七條中「いう。第三十五條第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三條の六」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十三條の六」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十六條第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に」とあるのは「保護者及び訪問先施設に」と、第二十七條第四項中「第二十六條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と読

において、第十三條第一項中「第三十五條」とあるのは「第七十三條の七」と、第十七條中「いう。第三十五條第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十三條の六」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十三條の六第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第四項及び第五項を除く。)、第二十七條から第二十九條まで、第三十二條から第三十四條まで、第三十六條、第三十六條の二、第三十八條の二、第三十八條の三第一項、第三十九條、第四十一條、第四十二條、第四十四條から第四十七條まで、第七十三條の六及び第七十三條の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第三十五條」とあるのは「第八十条において準用する第七十三條の七」と、第十七條中「いう。第三十五條第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三條の六」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十三條の六」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

み替えるものとする。

第八十一条 (従業者の員数に関する特例)

第八十一条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第六条第一項から第三項まで及び第五項、第七条(第四項及び第五項を除く。)、第六十五条第一項から第三項まで及び第五項、第七十三条の三第三項並びに第七十五条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七條第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第六項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第七項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十五條第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十三條の三第一項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十五條第一項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

第八十三条 (利用定員に関する特例)
第八十三条 多機能型事業所(この条例に規定

第八十一条 (従業者の員数に関する特例)

第八十一条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第六条第一項から第三項まで及び第五項、第七條(第三項及び第六項を除く。)、第五十五条、第六十五条第一項から第三項まで及び第五項、第七十三條の三第一項並びに第七十五条第一項の規定の適用については、第六條第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七條第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第五十五條第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十五條第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定通所支援」と、第七十三條の三第一項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十五條第一項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

第八十三条 (利用定員に関する特例)
第八十三条 多機能型事業所(この条例に規定

する事業のみを行う多機能型事業所に限る。
)は、第十二条及び第六十八条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第十二条及び第六十八条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十二条及び第六十八条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十二条及び第六十八条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 (略)

する事業のみを行う多機能型事業所に限る。
)は、第十二条、第五十八条及び第六十八条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第十二条、第五十八条及び第六十八条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十二条、第五十八条及び第六十八条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第十二条、第五十八条及び第六十八条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 (略)

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第四十五条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第五十九条第十項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第四十五条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第五十九条第十項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(定義)
第二条 (略)

一・二 (略)

三 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号(法第二十四条の二十四第三項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。

四 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号(法第二十四条の二十四第三項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び障害児入所医療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

五 法定代理受領 法第二十四条の三第八項(法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第三項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項(法第二十四条の二十四第三項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

(指定障害児入所施設等の一般原則)
第三条 指定障害児入所施設等の設置者は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児

(定義)
第二条 (略)

一・二 (略)

三 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号(法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。

四 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号(法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び障害児入所医療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

五 法定代理受領 法第二十四条の三第八項(法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項(法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

(指定障害児入所施設等の一般原則)
第三条 指定障害児入所施設等の設置者は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児

の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 (略)

3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 (略)

5 (従業者の員数)
第五条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 (略)

2 第六条 (略)

一 (略)

の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 (略)

3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第四十二条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 (略)

5 (従業者の員数)
第五条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 (略)

2 第六条 (略)

一 (略)

- 二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- 三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設、支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3-5 (略)

- (指定入所支援の取扱方針)
- 第二十条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

- 3| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。
- 4| 5| (略)

第二十一条 (入所支援計画の作成等) (略)

- 2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3-4 (略)

- 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開

- 二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- 三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設、訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3-5 (略)

- (指定入所支援の取扱方針)
- 第二十条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2| 3| (略)

第二十一条 (入所支援計画の作成等) (略)

- 2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3-4 (略)

- 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6—10 (略)

(移行支援計画の作成等)

第二十一条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2| 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3| 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4| 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5| 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6| 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第二十二条 児童発達支援管理責任者は、前二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一—三 (略)

2| 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(支援)

第二十四条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の

6—10 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第二十二条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一—三 (略)

(指導、訓練等)

第二十四条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の

自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、常時一人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(協力医療機関等)

第三十七条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力を得ることができる医療機関(第四項において「協力医療機関」という。)を定めておかなければならない。

2 (略)

3| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4| 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(従業者の員数)

第四十五条 (略)

一・二 (略)

三 心理支援を担当する職員 一以上(主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

四・五 (略)

2| 4 (略)

第四十六条 (略)

一 (略)

2 支援室及び浴室を有すること。

一 (略)

自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(協力医療機関等)

第三十七条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力を得ることができる医療機関を定めておかなければならない。

2 (略)

(従業者の員数)

第四十五条 (略)

一・二 (略)

三 心理指導を担当する職員 一以上(主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

四・五 (略)

2| 4 (略)

第四十六条 (略)

一 (略)

2 訓練室及び浴室を有すること。

一 (略)

<p>目次 第一章―第八章 (略)</p>	<p>目次 第一章―第八章 (略)</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>2 (略)</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第四十二条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五条第十九項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>3―5 (略)</p> <p>二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設(屋外遊戯場、ギプス室(ギプスの装着、義肢装具の製作のための採型等を行う部屋をいう。)、特殊手工芸等の作業(肢体不自由のある児童に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的能力の伸長を図ることを目的として行わせる手芸、工芸その他の作業をいう。))を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>	<p>二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設(屋外訓練場、ギプス室(ギプスの装着、義肢装具の製作のための採型等を行う部屋をいう。)、特殊手工芸等の作業(肢体不自由のある児童に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的能力の伸長を図ることを目的として行わせる手芸、工芸その他の作業をいう。))を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>
<p>第五条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。</p>	<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>

第九章 (略)

第一節 第四節 (略)

第五節 共生型障害福祉サービスに関する
基準(第百三十六条の二―第百三
十六条の五)

第六節 (略)

第十章 第十九章 (略)
附則

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

一―七 (略)

八 多機能型 第六十九条に規定する指定生
活介護の事業、第百二十九条に規定する指
定自立訓練(機能訓練)の事業、第百三十
九条に規定する指定自立訓練(生活訓練)
の事業、第百四十七条に規定する指定就労
移行支援の事業、第百五十八条に規定する
指定就労継続支援A型の事業及び第百七十
一条に規定する指定就労継続支援B型の事
業並びに児童福祉法に基づく指定障害児通
所支援事業者の指定の申請者に関する事項
並びに指定通所支援の事業等の人員、設備
及び運営に関する基準を定める条例(平成
二十四年広島県条例第六十一号。以下「指
定通所支援基準条例」という。)第五条に
規定する指定児童発達支援の事業、指定通
所支援基準条例第六十四条に規定する指定
放課後等デイサービスの事業、指定通所支
援基準条例第七十三条の二に規定する指定
居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通
所支援基準条例第七十四条に規定する指定
保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事
業を一体的に行うもの(指定通所支援基準
条例に規定する事業のみを行う場合を除く。
)をいう。

(管理者)

第七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護
事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の
管理者を置かなければならない。ただし、指
定居宅介護事業所の管理上支障がない場合
は、当該管理者を当該指定居宅介護事業所の
他の業務に従事させ、又は当該指定居宅介護
事業所以外の事業所、施設等の業務に従事さ
せることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)
第二十五条 (略)

一 (略)

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用
者が自立した日常生活又は社会生活を営む
ことができるよう、利用者の意思決定の支
援に配慮すること。

第九章 (略)

第一節 第四節 (略)

第五節 共生型障害福祉サービスに関する
基準(第百三十六条の二―第百三
十六条の四)

第六節 (略)

第十章 第十九章 (略)
附則

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

一―七 (略)

八 多機能型 第六十九条に規定する指定生
活介護の事業、第百二十九条に規定する指
定自立訓練(機能訓練)の事業、第百三十
九条に規定する指定自立訓練(生活訓練)
の事業、第百四十七条に規定する指定就労
移行支援の事業、第百五十八条に規定する
指定就労継続支援A型の事業及び第百七十
一条に規定する指定就労継続支援B型の事
業並びに児童福祉法に基づく指定障害児通
所支援事業者の指定の申請者に関する事項
並びに指定通所支援の事業等の人員、設備
及び運営に関する基準を定める条例(平成
二十四年広島県条例第六十一号。以下「指
定通所支援基準条例」という。)第五条に
規定する指定児童発達支援の事業、同条例
第五十四条に規定する指定医療型児童発達
支援の事業、同条例第六十四条に規定する
指定放課後等デイサービスの事業、同条例
第七十三条の二に規定する指定居宅訪問型
児童発達支援の事業及び同条例第七十四条
に規定する指定保育所等訪問支援の事業の
うち二以上の事業を一体的に行うもの(同
条例に規定する事業のみを行う場合を除く。
)をいう。

(管理者)

第七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護
事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の
管理者を置かなければならない。ただし、指
定居宅介護事業所の管理上支障がない場合
は、当該管理者を当該指定居宅介護事業所の
他の業務に従事させ、又は同一敷地内にある
他の事業所、施設等の業務に従事させること
ができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)
第二十五条 (略)

一 (略)

三一五 (略)

第二十六条 (略)

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これを「総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、第一項の居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 (略)

第三十条 (略)

2・3 (略)

- 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三十七条 (略)

2・3 (略)

- 4 指定居宅介護事業者は、利用者に提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては、指定都市の市長。以下この項において同じ。）が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は都道府県若しくは指定都市の当該職員が行う質問に応じ、及び当該利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5-7 (略)

(管理者)

第四十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の

二一四 (略)

第二十六条 (略)

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を書面で交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 (略)

第三十条 (略)

2・3 (略)

- 4 指定居宅介護事業者は、利用者に提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は都道府県若しくは指定都市の当該職員が行う質問に応じ、及び当該利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第三十七条 (略)

2・3 (略)

- 4 指定居宅介護事業者は、利用者に提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は都道府県若しくは指定都市の当該職員が行う質問に応じ、及び当該利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5-7 (略)

(管理者)

第四十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の

他の業務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の業務に従事させることができるものとする。

(従業者)

第四十六条 (略)

2-6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この章において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供する場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十二号。第四十八条第三項において「指定入所施設基準条例」という。)第四十五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。)として施設の指定を受けた設置者である場合であつて、当該施設において指定療養介護及び指定入所支援とを一体的に提供するとき、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保することをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第五十三条 (略)

2| 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4| (略)

(療養介護計画の作成等)

第五十四条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決

他の業務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事させることができるものとする。

(従業者)

第四十六条 (略)

2-6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この章において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供する場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十二号。第四十八条第三項において「指定入所施設基準条例」という。)第四十五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。)として施設の指定を受けた設置者である場合であつて、当該施設において指定療養介護及び指定入所支援とを一体的に提供するとき、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保することをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第五十三条 (略)

2| 3| (略)

(療養介護計画の作成等)

第五十四条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い、当該利用者が自立した日

定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3| アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧把握しなければならない。

4| 5| (略)

6| サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7| サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

8| サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

9| 11| (略)

12| 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)
第五十五条 (略)

2| サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(従業者)
第七十条 (略)

一 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条、第三十条、第四十条及び第九十二条において同じ。）
イ 看護職員、理学療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分（知事が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下

常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3| 4| (略)

5| サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6| サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

7| サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8| 10| (略)

11| 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)
第五十五条 (略)

(従業者)
第七十条 (略)

一 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条、第三十条、第四十条及び第九十二条において同じ。）
イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分（知事が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に

同じ。)に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

(1) (3) (略)

ロ (略)

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

ニ (略)

三 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者(以下「機能訓練指導員」という。)に代えることができる。

5-7 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第七十七条の二 指定生活介護事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

(準用)

第八十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条及び第六十三條から第六十五条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十四条第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十四条第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十四條中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と

じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

(1) (3) (略)

ロ (略)

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

ニ (略)

三 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者(以下「機能訓練指導員」という。)に代えることができる。

5-7 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第七十七条の二 指定生活介護事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

(準用)

第八十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条及び第六十三條から第六十五条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十四条第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十四条第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十四條中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と

」と読み替えるものとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)
第八十四条の四 (略)

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第三百三十六条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)、若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第四百四十四条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)、又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第四十七条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。)、若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第七十条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録をした利用者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第三百三十六条の四及び第四百四十四条の三において同じ。)は、二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本事業所との密接な連携の下に運営される事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者

み替えるものとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)
第八十四条の四 (略)

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第三百三十六条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)、若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第四百四十四条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)、又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第四十七条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。)、若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第七十条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録をした利用者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第三百三十六条の三及び第四百四十四条の三において同じ。)は、二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本事業所との密接な連携の下に運営される事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者

に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営されるものをいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（登録者を通じて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数と共生型通いサービスを受ける利用者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第百三十六条の四及び第百四十四条の三において同じ。）は、登録定員を二で除して得た数から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じて、同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

(略)

に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営されるものをいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（登録者を通じて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数と共生型通いサービスを受ける利用者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第百三十六条の三及び第百四十四条の三において同じ。）は、登録定員を二で除して得た数から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じて、同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

(略)

三二五 (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第九十四条 (略)

2| 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3| 4| (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第九十八条 (略)

2| 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3| 4| (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第九十九条 (略)

2| サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第九十一条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十条第四項、第三十三条(第一項及び第二項を除く。)から第三十八条の二まで及び第六十一条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百十条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百十一条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百十一条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

(従業者)

第一百三十条 (略)

一 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ (略)

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、一以上とする。

ニ (略)

三二五 (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第九十四条 (略)

2| 3| (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第九十八条 (略)

2| 3| (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第九十九条 (略)

2| サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第九十一条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十二条(第一項及び第二項を除く。)から第三十八条の二まで及び第六十一条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百十条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百十一条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百十一条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

(従業者)

第一百三十条 (略)

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ (略)

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。

ニ (略)

二 (略)
2・3 (略)

4 第一項第一号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

5―8 (略)

(準用)

第百三十六条 第十条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで及び第七十七條の二から第八十三條までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一條」とあるのは「第百三十六條において準用する第八十一條」と、第二十二條中「次條第一項」とあるのは「第百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百三十六條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第五十四條第一項、第二項、第五項から第九項まで及び第十二項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五條第一項中「前條」とあるのは「第百三十六條において準用する前條」と読み替えるものとする。

第百三十六條の二 (略)

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第百三十六條の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条列第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条列第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあつては、当該専用の部屋等の

二 (略)
2・3 (略)

4 第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

5―8 (略)

(準用)

第百三十六條 第十条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで及び第七十七條の二から第八十三條までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一條」とあるのは「第百三十六條において準用する第八十一條」と、第二十二條中「次條第一項」とあるのは「第百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百三十六條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五條中「前條」とあるのは「第百三十六條において準用する前條」と読み替えるものとする。

第百三十六條の二 (略)

面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第百三十七条第二号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第百三十六条の四・第百三十六条の五（略）

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第百三十七条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第百三十七条の三に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第百九十一条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な利用者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積は、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で当該面積を除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護等又は当該指定通所リハ

第百三十六条の三・第百三十六条の四（略）

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第百三十七条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第百九十一条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な利用者に対して指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積は、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で当該面積を除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（

「ハビリテーション」の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数を当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数とした場合において必要とされる数以上であること。

機能訓練）の利用者の数の合計数を当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数とした場合において必要とされる数以上であること。

第四百三十七条の二（略）

第四百三十七条の二（略）

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第百三十七条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

イ 利用者の数が十人以下の場合、専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。

ロ 利用者の数が十人を超える場合、専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

三 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百四十四条 第十条から第二十条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三

（準用）

第百四十四条 第十条から第二十条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三

十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第七十七條の二から第八十三條まで、第三百三十四條及び第三百三十五條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四百四十四條において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第四百四十三條第一項から第四項まで」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四百四十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十四條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十四條第一項、第二項、第五項から第九項まで及び第十二項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第四百四十四條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第五百五十七條 第十条から第十八條まで、第二十条、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第七十六條、第七十七條、第七十八條から第八十三條まで、第三百三十三條、第三百三十四條及び第三百四十三條の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第五百五十七條において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五百五十七條において準用する第三百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第五百五十七條において準用する第三百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第五百五十七條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十四條第一項、第二項、第五項から第九項まで及び第十二項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第五百五十七條において準用する前条」と、第三百四十三條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限る。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（

十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第七十七條の二から第八十三條まで、第三百三十四條及び第三百三十五條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四百四十四條において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第四百四十三條第一項から第四項まで」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四百四十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十四條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第四百四十四條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第五百五十七條 第十条から第十八條まで、第二十条、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第七十六條、第七十七條、第七十八條から第八十三條まで、第三百三十三條、第三百三十四條及び第三百四十三條の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第五百五十七條において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五百五十七條において準用する第三百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第五百五十七條において準用する第三百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第五百五十七條において準用する前条」と、第三百四十三條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限る。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定

指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(前項に規定する知事が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

(実施主体)
第百六十二条 (略)

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならぬ。

(準用)

第百七十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第七十八條から第八十條まで、第八十二条、第八十三條、第百三十三條及び第百三十四條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百六十九條の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十條において準用する第百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十條において準用する第百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十四條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十五條第一項中「前条」とあるのは「第百七十條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第七十六條、第七十八條から第八十三条まで、第百三十三條、第百三十四條、第百六十五條第六項及び第百六十六條から第百六十八條までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十五条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十五条において準用する第百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十五条

宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(前項に規定する知事が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

(実施主体)
第百六十二条 (略)

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならぬ。

(準用)

第百七十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第七十八條から第八十條まで、第八十二条、第八十三條、第百三十三條及び第百三十四條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百六十九條の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十條において準用する第百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十條において準用する第百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十四條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十五條中「前条」とあるのは「第百七十條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一条、第六十三條から第六十五條まで、第七十六條、第七十八條から第八十三条まで、第百三十三條、第百三十四條及び第百六十六條から第百六十八條までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十五条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十五条において準用する第百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十五条

において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第百七十五条において準用する前条」と、第百六十五条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百七十四条第一項の工賃」と、第百六十六条第一項中「第百七十条」とあるのは「第百七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十三条、第六十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第百三十三条(第一項を除く。)、第百三十四条、第百六十五条第六項、第百六十六条から第百六十八条まで及び第百七十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条において準用する第百三十三条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十九条において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第百七十九条において準用する前条」と、第百六十五条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百七十八条第一項の工賃」と、第百六十六条第一項中「第百七十条」とあるのは「第百七十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百七十五条において準用する前条」と、第百六十六条第一項中「第百七十条」とあるのは「第百七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十三条、第六十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第百三十三条(第一項を除く。)、第百三十四条、第百六十六条から第百六十八条まで及び第百七十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条において準用する第百三十三条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十九条において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百七十九条において準用する前条」と、第百六十六条第一項中「第百七十条」とあるのは「第百七十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービスマニエージャーの責務)

第百七十九条の六 (略)

2) サービスマニエージャーは、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意

(サービスマニエージャーの責務)

第百七十九条の六 (略)

思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(実施主体)
第七十九條の七 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

(従業者)
第七十九條の十三 (略)

一 (略)
二 (略)

イ サービス管理責任者が常勤である場合

次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数
(1) 利用者の数が六十以下 一以上
(2) (1) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる

利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数
(1) 利用者の数が三十以下 一以上
(2) (1) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 | 2 (略)

指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。)) 第二第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 | 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第二十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定

(実施主体)
第七十九條の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに利用者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(従業者)
第七十九條の十三 (略)

一 (略)
二 (略)

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 (略)

地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第二条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

31・41 (略)

第百七十九条の十六 削除

第百七十九条の十六 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問等による支援)

第百七十九条の十七 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居室を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の利用者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第百七十九条の十七 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居室を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の利用者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第百七十九条の十九 第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条の二まで、第五十三条、第五十四条、第六十一条、第七十九条の六及び第七十九条の十の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十九条の十九において準用する第百七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十九において準用する次条第一項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十九において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十九条の十九 第十条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条の二まで、第五十三条、第五十四条、第六十一条、第七十九条の六及び第七十九条の十の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十九条の十九において準用する第百七十九条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条の十九において準用する次条第一項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

第百八十条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並

第百八十条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並

びにその置かれている環境に応じて共同生活
住居において相談その他の日常生活上の援助
入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日
常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又
はこれに併せて、居室における自立した日常
生活への移行を希望する入居者につき当該日
常生活への移行及び移行後の定着に関する相
談、住居の確保に係る援助その他居室におけ
る自立した日常生活への移行及び移行後の定
着に必要な援助を適切かつ効果的に行うもの
でなければならない。

(入退居)

第百八十三条の二 指定共同生活援助は、共同
生活住居への入居により、日常生活上の援助
を必要とする利用者（入院治療を要する者を
除く。）に提供するものとする。

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居
に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、
退居後の生活環境及び利用中と同様の援助を
受けることができるようサービスの継続性に
配慮し、退居に必要な手続等の援助を行い、
又はこれに併せて居室における自立した日常
生活への移行後の定着に必要な援助を行わ
なければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第百八十三条の五 (略)

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立
した日常生活又は社会生活を営むことができ
るよう、利用者の意思決定の支援に配慮しな
ければならない。

3 5 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第百八十三条の六 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当た
っては、利用者の自己決定の尊重を原則とし
た上で、利用者が自ら意思を決定することに
困難を抱える場合には、適切に利用者への意
思決定の支援が行われるよう努めなければな
らない。

(地域との連携等)

第百八十三条の七

指定共同生活援助事業者は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生
活援助について知見を有する者並びに市町村
の担当者等により構成される協議会（テレビ
電話装置等を活用して行うことができるもの
とする。以下この条及び第百八十六条の九に
おいて「地域連携推進会議」という。）を開
催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推

びにその置かれている環境に応じて共同生活
住居において相談その他の日常生活上の援助
入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生
活上の支援を適切かつ効果的に行うものでな
ければならない。

(入退居)

第百八十三条の二 指定共同生活援助は、共同
生活住居への入居により、日常生活上の支援
を必要とする利用者（入院治療を要する者を
除く。）に提供するものとする。

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居
に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、
退居後の生活環境及び利用中と同様の援助を
受けることができるようサービスの継続性に
配慮し、退居に必要な手続等の支援を行わ
なければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第百八十三条の五 (略)

2 4 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第百八十三条の六 (略)

進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2| 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

3| 指定共同生活援助事業者は、第一項の報告要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

4| 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(協力医療機関等)
第百八十五条の四 (略)

2 (略)

3| 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4| 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(趣旨)

第百八十六条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

(協力医療機関等)
第百八十五条の四 (略)

2 (略)

(趣旨)

第百八十六条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の支援をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百八十六条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活の援助、入浴排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

―(地域との連携等)―

第百八十六条の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2| 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

3| 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第一項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

4| 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの(次項に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しない。

5| 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況及び第一項の報告、要望、助言等の内容及び前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴取しなければならない。

6| 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

第百八十六条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活の援助、入浴排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

―(協議の場の設置等)―

第百八十六条の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴取しなければならない。

2| 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(この節の趣旨)

第八十六條の十一 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、指定共同生活援助事業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画（第八十六條の二十一において読み替へて準用する第五十四條に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第八十六條の十三第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助事業者が委託する指定居室介護事業者（以下「受託居室介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居室介護サービス」という。）を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第八十六條の十二 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居室介護サービス事業者による受託居室介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

(準用)

第八十六條の二十一 第十二條、第十三條、第十五條から第十八條まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十四條、第六十一條、第六十五條、第八十條、第八十二條、第四百四十三條の二、第四百八十三條の二から第四百八十三條の七まで、第四百八十四條及び第四百八十五條の二から第四百八十五條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十六條の二十一において準用する第八十三條の四第一項」と、

(この節の趣旨)

第八十六條の十一 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、指定共同生活援助事業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画（第八十六條の二十一において読み替へて準用する第五十四條に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第八十六條の十三第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助事業者が委託する指定居室介護事業者（以下「受託居室介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の支援（以下「受託居室介護サービス」という。）を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第八十六條の十二 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居室介護サービス事業者による受託居室介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

(準用)

第八十六條の二十一 第十二條、第十三條、第十五條から第十八條まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十四條、第六十一條、第六十五條、第八十條、第八十二條、第四百四十三條の二、第四百八十三條の二から第四百八十三條の六まで、第四百八十四條及び第四百八十五條の二から第四百八十五條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十六條の二十一において準用する第八十三條の四第一項」と、

第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十六条の二十一において準用する第八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第八十四条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第八十七条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の数の合計が二十人未満である場合は、第七十条第六項、第三十条第六項及び第七項、第四十条第六項、第四十八条第四項並びに第五十九条第四項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤としなければならない。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十条第一項第三号及び第七項、第三十条第一項第二号及び第八項、第四十条第一項第三号及び第七項、第四十八条第一項第三号及び第五項並びに第五十九条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第七十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた

第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十六条の二十一において準用する第八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第八十四条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第八十七条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の数の合計が二十人未満である場合は、第七十条第六項、第三十条第六項及び第七項、第四十条第六項、第四十八条第四項並びに第五十九条第四項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤としなければならない。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十条第一項第三号及び第七項、第三十条第一項第二号及び第八項、第四十条第一項第三号及び第七項、第四十八条第一項第三号及び第五項並びに第五十九条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第七十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとみなして、

事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

3 (略)

(従業者)

第百九十二条 (略)

一・二 (略)

三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に置くべきものに限る。)

一以上

四一六 (略)

2 特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)において、第一項第三号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

3・4 (略)

(管理者)

第百九十三条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所に専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の業務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(準用)

第百九十五条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十二条、第七十八条から第八十一条(第十号を除く。)、まで、第八十二条及び第八十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百九十五条第一項において準用する第八十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百九十五条第二項において準

当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

3 (略)

(従業者)

第百九十二条 (略)

一・二 (略)

三 理学療法士又は作業療法士(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に置くべきものに限る。)

一以上

四一六 (略)

2 特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)において、第一項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

3・4 (略)

(管理者)

第百九十三条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所に専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の業務に従事させることができる。

(準用)

第百九十五条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十二条、第七十八条から第八十一条(第十号を除く。)、まで、第八十二条及び第八十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百九十五条第一項において準用する第八十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百九十五条第二項において準

用する第七十四条第二項及び第三項、第九十五条第三項及び第五項において準用する第九十五条第二項及び第三項並びに第九十五条第四項において準用する第九十五条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九十五条第二項において準用する第七十四条第二項、第九十五条第三項及び第五項において準用する第九十五条第二項並びに第九十五条第四項において準用する第九十五条第二項」と、第三十五条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十四条第一項、第二項、第五項から第九項まで及び第十二項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第九十五条第一項において準用する前条」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

2-5 (略)

附則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)
第二条 当分の間、第一号の知事が定める者を含む利用者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第七十条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に定める数を合計した数以上とする。

2 (略)
一・二 (略)

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第七条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第八十六条又は第八十六条の二十一において準用する第五十四条の規定を適用する場合にあつては、

用する第七十四条第二項及び第三項、第九十五条第三項及び第五項において準用する第九十五条第二項及び第三項並びに第九十五条第四項において準用する第九十五条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九十五条第二項において準用する第七十四条第二項、第九十五条第三項及び第五項において準用する第九十五条第二項並びに第九十五条第四項において準用する第九十五条第二項」と、第三十五条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十四条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第九十五条第一項において準用する前条」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

2-5 (略)

附則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)
第二条 当分の間、第一号の知事が定める者を含む利用者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第七十条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に定める数を合計した数以上とする。

2 (略)
一・二 (略)

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第七条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第八十六条又は第八十六条の二十一において準用する第五十四条の規定を適用する場合にあつては、

同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第五条に規定する期間内に附則第六条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第五項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(居宅介護等の利用に関する特例)

第九条 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合にあつては、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 (略)

同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第五条に規定する期間内に附則第六条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(居宅介護等の利用に関する特例)

第九条 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合にあつては、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第八十四条第三項及び第八十六条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に応じて規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 (略)

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 第十章 (略)</p> <p>第十章の二 就労選択支援</p> <p>第一節 基本方針(第四百四十六条の二)</p> <p>第二節 人員に関する基準(第四百四十六条の三・第四百四十六条の四)</p> <p>第三節 設備に関する基準(第四百四十六条の五)</p> <p>第四節 運営に関する基準(第四百四十六条の六―第四百四十六条の九)</p> <p>第十一章 第十九章 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第十章 (略)</p> <p>第十一章 第十九章 (略)</p>

附則

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)
 第三条 指定障害福祉サービス事業者(第四十五條に規定する指定療養介護の事業、第六十九條に規定する指定生活介護の事業、第一百二條に規定する指定共同生活介護の事業、第二百二十九條に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第三百二十九條に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第四百十六條の二に規定する指定就労移行支援の事業、第四百七十七條に規定する指定就労継続支援A型の事業、第四百七十一條に規定する指定就労継続支援B型の事業、第四百七十九條の二に規定する指定就労定着支援の事業、第四百七十九條の十二に規定する指定自立生活援助の事業及び第八十條に規定する指定共同生活援助の事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

第四百四十六條 (略)

第十章の二 就労選択支援

第一節 基本方針

第四百四十六條の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則で定める便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第四百四十六條の三 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべ

附則

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)
 第三条 指定障害福祉サービス事業者(第四十五條に規定する指定療養介護の事業、第六十九條に規定する指定生活介護の事業、第一百二條に規定する指定共同生活介護の事業、第二百二十九條に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第三百二十九條に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第四百十七條に規定する指定就労移行支援の事業、第四百五十八條に規定する指定就労継続支援A型の事業、第四百七十一條に規定する指定就労継続支援B型の事業、第四百七十九條の二に規定する指定就労定着支援の事業、第四百七十九條の十二に規定する指定自立生活援助の事業及び第八十條に規定する指定共同生活援助の事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 (略)

第四百四十六條 (略)

き従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 管理者

二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として知事が定める者をいう。以下同じ。）
指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

2| 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定就労選択支援事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。

3| 第一項第一号に規定する指定就労選択支援事業所の管理者は、専らその業務に従事する者でなければならない。ただし、指定就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該指定就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の業務に従事することができるものとする。

4| 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第四百四十六條の四 第四十七條の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

（準用）

第四百四十六條の五 第七十三條の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

（実施主体）

第四百四十六條の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第四百四十六條の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則で定める事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第四百三十三条の二第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（前項に規定する知事が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第五百五十六条（略）

（就労選択支援に関する情報提供）

第五百五十六条の二 指定就労移行支援事業者は利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

（準用）

第七十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで、第七十八條から第八十條まで、第八十二條、第八十三條、第三百三十三條、第三百三十四條及び第五百五十六條の二の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十九條の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第三百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第三百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十四條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十五條第一項中「前条」とあるのは「第七十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條

第五百五十六条（略）

（準用）

第七十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで、第七十八條から第八十條まで、第八十二條、第八十三條、第三百三十三條及び第三百三十四條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十九條の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第三百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十四條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十五條第一項中「前条」とあるのは「第七十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條

まで、第七十六条、第七十八条から第八十三条まで、第三百三十三条、第三百三十四条、第三百三十五条の二、第三百六十五条第六項及び第三百六十六条から第三百六十八条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十五条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する第三百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十五条において準用する第三百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第七十五条において準用する前条」と、第六十六条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第七十四条第一項の工賃」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十三条、第六十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第三百三十三条(第一項を除く。)、第三百三十四条、第三百五十六条の二、第六十五条第六項、第六十六条から第六十八条まで及び第七十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する第三百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第七十九条において準用する前条」と、第六十六条第六項中「賃金及

まで、第七十六条、第七十八条から第八十三条まで、第三百三十三条、第三百三十四条、第三百六十五条第六項及び第三百六十六条から第三百六十八条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十五条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する第三百三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十五条において準用する第三百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第七十五条において準用する前条」と、第六十六条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第七十四条第一項の工賃」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条の二から第三十八条の二まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十三条、第六十五条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第三百三十三条(第一項を除く。)、第三百三十四条、第三百五十六条第六項、第六十六条から第六十八条まで及び第七十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する第三百三十三条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する第三百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十五条第一項中「前条」とあるのは「第七十九条において準用する前条」と、第六十六条第六項中「賃金及び第三項に規定する

び第三項に規定する工賃」とあるのは「第七十八條第一項の工賃」と、第六十六條第一項中「第七十條」とあるのは「第七十九條」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

工賃」とあるのは「第七十八條第一項の工賃」と、第六十六條第一項中「第七十條」とあるのは「第七十九條」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第三条 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に、当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七條第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、</p>	<p>（指定障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第三条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に、当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p>

一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第五條 (従業者)
(略)

一 (略)

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ)・(ロ) (略)

(二) (略)

(三) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(3) (略)

ハロ (2)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者（以下「機能訓練指導員」という。）に代えることができる。

二・ホ (略)

二 (略)

イ (略)

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

(二) (略)

(三) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、一以上とする。

(四) (略)

(2) (略)

ハロ (1)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代え

第五條 (従業者)
(略)

一 (略)

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ)・(ロ) (略)

(二) (略)

(三) 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあつては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(3) (略)

ハロ (2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者（以下「機能訓練指導員」という。）に代えることができる。

二・ホ (略)

二 (略)

イ (略)

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

(二) (略)

(三) 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。

(四) (略)

(2) (略)

ハロ (1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

ることができる。

二一へ (略)

三一六 (略)

2・3 (略)

21 (施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十五条 (略)

21 指定障害者支援施設の設置者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

31・41 (略)

21 (施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十六条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第二十七条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

31 アセスメントに当たっては、利用者が自ら

意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

41・51 (略)

61 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

71 サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

81 サービス管理責任者は、施設障害福祉サ

二一へ (略)

三一六 (略)

2・3 (略)

21 (施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十五条 (略)

21・31 (略)

21 (施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十六条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

31 アセスメントに当たっては、利用者が自ら

意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

41・51 (略)

61 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

71 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

71 サービス管理責任者は、施設障害福祉サ

ビス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。

9 | 11 (略)
12 | 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第二十七条 (略)

2 | サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第二十七条の二 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 | 指定障害者支援施設の設置者は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

3 | 指定障害者支援施設の設置者は、第一項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

4 | 前三項の規定は、指定障害者支援施設の設置者がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第二十七条の三 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この

ビス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 | 10 (略)
11 | 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第二十七条 (略)

条において「地域移行等意向確認等」という〔を適切に行うため、地域移行等意向確認等〕に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。2| 地域移行等意向確認担当者、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第二十六條第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3| 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七條第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(協力医療機関等)
第四十八條 (略)

2 (略)
3| 指定障害者支援施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同條第八項に規定する指定感染症又は同條第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4| 指定障害者支援施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(苦情解決等)
第五十二條 (略)

2・3 (略)
4 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一條第二項の規定により都道府県知事(指定都市にあつては、指定都市の市長。以下この項において同じ。)が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は都道府県若しくは指定都市の当該職員が行う質問に応じ、及び当該利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又

(協力医療機関等)
第四十八條 (略)
2 (略)

(苦情解決等)
第五十二條 (略)
2・3 (略)
4 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一條第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は都道府県若しくは指定都市の当該職員が行う質問に応じ、及び当該利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
5-7 (略)

5-7 (略)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 多機能型 第三十条に規定する生活介護の事業、第四十八条に規定する自立訓練(機能訓練)の事業、第五十三条に規定する自立訓練(生活訓練)の事業、第五十八条に規定する就労移行支援の事業、第六十七条に規定する就労継続支援A型の事業及び第八十二条に規定する就労継続支援B型の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。)(の事業、放課後等デイサービス(同条第三項に規定する放課後等デイサービスをいう。)(の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)(の事業及び保育所等訪問支援(同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。)(の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>(療養介護の取扱方針) 第十五条 (略) 2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。 3・4 (略) 第十六条 (療養介護計画の作成等) 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 多機能型 第三十条に規定する生活介護の事業、第四十八条に規定する自立訓練(機能訓練)の事業、第五十三条に規定する自立訓練(生活訓練)の事業、第五十八条に規定する就労移行支援の事業、第六十七条に規定する就労継続支援A型の事業及び第八十二条に規定する就労継続支援B型の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。)(の事業、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。)(の事業、放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。)(の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)(の事業及び保育所等訪問支援(同条第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。)(の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>(療養介護の取扱方針) 第十五条 (略) 2・3 (略) 第十六条 (療養介護計画の作成等) 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者</p>

について、その有する能力、置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3| サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。

4| 5| (略)

6| サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7| サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

8| サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

9| 11| (略)

12| 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

2| 第十七条 (サービス管理責任者の責務)

サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三十六条 (職員) (略)

について、その有する能力、置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3| 4| (略)

6| サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7| サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8| 11| (略)

11| 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

2| 第十七条 (サービス管理責任者の責務)

第三十六条 (職員) (略)

一・二 (略)

三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条、第四十九条及び第五十六条において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、

生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分（知事が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

(1) (3) (略)

ロ (略)

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあっては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

ニ (略)

四 (略)

2・3 (略)

4 第一項第三号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者（以下「機能訓練指導員」という。）に代えることができる。

5-8 (略)

（職場への定着のための支援等の実施）

第四十一条の二 生活介護事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

第四十九条 (略)

一 (略)

二 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、

一・二 (略)

三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条、第四十九条及び第五十六条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分（知事が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

(1) (3) (略)

ロ (略)

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあっては、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

ニ (略)

四 (略)

2・3 (略)

4 第一項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者（以下「機能訓練指導員」という。）に代えることができる。

5-8 (略)

（職場への定着のための支援等の実施）

第四十一条の二 生活介護事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

第四十九条 (略)

一 (略)

二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法

常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ (略)

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数は、一以上とする。

ニ (略)

三 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

5-9 (略)

(地域生活へ移行するための支援)

第五十一条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第五十八条の二に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第五十二条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条及び第四十一条の二から第四十六条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十二条において準用する次条第一項」と、第十六条第一項、第二項、第五項から第九項まで及び第十二項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「第五十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十七条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条から第三十三条まで、第三十七条、第三十八条、第四十一条の二から第四十六条まで、第五十条及び第五十一条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十七条において準用する次条第一項」と、第十六条第一項、第二項、第五項から第九項まで及び第十二項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「

で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ (略)

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。

ニ (略)

三 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

5-9 (略)

(地域生活へ移行するための支援)

第五十一条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十条第一項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第五十二条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条及び第四十一条の二から第四十六条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十二条において準用する次条第一項」と、第十六条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「第五十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十七条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十六条から第二十九条の二まで、第三十一条から第三十三条まで、第三十七条、第三十八条、第四十一条の二から第四十六条まで、第五十条及び第五十一条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十七条において準用する次条第一項」と、第十六条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七条中「前条」とあるのは「

第五十七条において準用する前条」と、第三十七條第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）」については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

第五十八条（略）

（規模）

第五十八条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならぬ。

（職員）

第六十条 就労移行支援事業所ごとに置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一―四（略）
2―6（略）

（準用）

第六十六条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條の二まで、第三十一條から第三十三條まで、第三十五條、第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十一條、第四十二條から第四十六條まで及び第五十條の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十六條において準用する次条第一項」と、第十六條第一項、第二項、第五項から第九項まで及び第十二項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同條第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七條中「前条」とあるのは「第六十六條において準用する前条」と、第三十四條ただし書及び第三十七條第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（規模に関する特例）

第八十五条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移

第五十七条において準用する前条」と、第三十七條第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）」については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

第五十八条（略）

（職員）

第六十条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）ごとに置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一―四（略）
2―6（略）

（準用）

第六十六条 第八条、第十二条から第十七条まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十六條から第二十九條の二まで、第三十一條から第三十五條まで、第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十一條、第四十二條から第四十六條まで及び第五十條の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十六條において準用する次条第一項」と、第十六條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十七條中「前条」とあるのは「第六十六條において準用する前条」と、第三十四條ただし書及び第三十七條第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（規模に関する特例）

第八十五条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移

行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う各障害福祉サービス事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合は、当該各障害福祉サービス事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型による各障害福祉サービス事業所の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

一―三 (略)
二―四 (略)

行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う各障害福祉サービス事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第五十四条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合は、当該各障害福祉サービス事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型による各障害福祉サービス事業所の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

一―三 (略)
二―四 (略)

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章―第五章 (略)</p> <p>第五章の二―就労選択支援(第五十七条の二―第五十七条の八)</p> <p>第六章―第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第三條 (障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第三條 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（第四條に規定する療養介護の事業、第三十條に規定する生活介護の事業、第四十八條に規定する自立訓練（機能訓練）の事業、第五十三條に規定する自立訓練（生活訓練）の事業、第五十七條の二に規定する就労選択支援の事</p>	<p>目次</p> <p>第一章―第五章 (略)</p> <p>第六章―第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第三條 (障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第三條 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（第四條に規定する療養介護の事業、第三十條に規定する生活介護の事業、第四十八條に規定する自立訓練（機能訓練）の事業、第五十三條に規定する自立訓練（生活訓練）の事業、第五十八條に規定する就労移行支援の事業、</p>

業、第五十八条に規定する就労移行支援の事業、第六十七条に規定する就労継続支援A型の事業及び第八十二条に規定する就労継続支援B型の事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

第五十七条（略）

第五章の二 就労選択支援

（基本方針）

第五十七条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則で定める便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第五十七条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員）

第五十七条の四 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 管理者 一
- 二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として知事が定める者をいう。以下同じ。） 指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上
- 2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定就労選択支援事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。
- 3 第一項第一号に規定する指定就労選択支援

第六十七条に規定する就労継続支援A型の事業及び第八十二条に規定する就労継続支援B型の事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

第五十七条（略）

事業所の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労選択支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4| 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第五十七条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第五十七条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則で定める事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2| 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3| 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4| 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)